

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 5 ） （ 26. 1 定 ）			
日 時	平成 2 6 年 3 月 1 1 日 （ 火 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、小貫副委員長、秋元・千葉・吹田・川畑・鈴木・ 上野・斎藤（博）各委員		
説 明 員	総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、 保健所参事、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言申し上げます。

本日 3 月 11 日は、東日本大震災が発生した日でありますことから、午後 2 時 46 分に委員会審議が継続中であれば、質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙祷することといたします。どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が吹田委員に、松田委員が千葉委員に、酒井委員が鈴木委員に、佐々木秩委員が斎藤博行委員に、北野委員が川畑委員に、山田委員が上野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

○ふれあいバスの利用実態調査について

最初に、ふれあいバスについてですが、内容的には、ふれあいバスを新年度から実施する際に調査を考えているという話を聞いているのですが、ふれあいバスに関係して調査しようとしているその目的、考え方について改めてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバス事業の関係で、来年度から購入券と引換えに回数券を購入していただくことを予定しております。この目的といたしましては、平成 26 年度のこの事業の予算については、バス事業者負担軽減分の 10 円を市が負担するということで、例年に比べて 2,000 万円ほど多く予算を計上しているわけですが、1 年間に 2,000 万円というのは、小樽市の財政にとっては決して少ない額ではないということで、この内容で今後ともずっと予算を計上し続けていくことは、なかなか難しいのではないかと。どこかの時点でその事業内容の見直しをしなければならぬときが来るのではないかというふうに考えています。そのためには、利用の実態を知らなければ、内容について、変更の検討すらできないということになりますので、利用状況を把握するために、この購入券方式をとったわけでございます。

現在、市が押さえているデータとしては、ふれあいバスの全体の交付者数、全体でのふれあい回数券の販売数しか押さえておりませんので、1 人当たり平均 10.6 冊になるのですが、この程度を購入しているという情報しかありませんので、より詳細な情報を得て、それを分析して今後の事業変更等に役立てたいということでございます。

○斎藤（博）委員

平成 26 年度予算では、第 4 回定例会での議論などを踏まえて、小樽市もやりくりしてくれたというか、負担の部分については、消費税相当分の 10 円でおさめてくれた部分については評価する立場に立っています。しかし、そういう立場に立ちつつも、今、この調査は購入券方式をとっていきと言われているわけですが、具体的に利用者側から見るとどういう流れになっていくのか、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

購入券の具体的な中身でございすけれども、まず、名前とふれあいバスの番号が書かれた購入券をふれあいバ

スの交付時に12枚、パスの交付者に渡します。実際にふれあい回数券を買う際に、この購入券1枚と回数券1冊を引換えに購入していただきます。バス事業者が購入券を回収しまして、それをまとめて市に出していただきます。市では、回収した回数券から、どなたが何冊買ったのかというデータを1年かけて収集しまして、後日になりますけれども、全体の内容のデータが出た時点で、いろいろな分析に使っていくということでございます。

○斎藤（博）委員

私はよくバスに乗るので、バスの中でふれあい回数券を買っている姿がよく見受けられるのですが、大体小樽市の押さえとしては、押さえしていないかもしれませんが、実際にはバスをおりる直前にふれあい回数券を買っているのが実態だと思うのですが、その辺についてはどういうふうに押さえていますか。

○（福祉）地域福祉課長

回数券の購入の実態ですが、これはバス事業者を確認しましたがけれども、おおよそ9割以上はバスの車内で買われている方がいらっしゃるということでございます。

○斎藤（博）委員

おりるときに買うというパターンをよく目にするのです。何を疑問に思っているかという、そのことによって確かに名前とかふれあいパスの番号がわかるので、誰が何枚買ったかという購入実績はわかるのですがけれども、例えば、塩谷の方がどこで買ったのか、銭函の方がどこで買ったのか、最上の方がどこで買ったのかという、買った場所と住んでいる場所の関係で、住んでいる人の住所はわかるかもしれませんが、買った場所の把握はできないということではよろしいのですか。

○（福祉）地域福祉課長

その購入券をどこで使うのか、どこで回数券を買われたかという情報については、この方法によってはわからないということでございます。

○斎藤（博）委員

そうしますと、この調査によってわかることは、ほとんど個人を特定できるような形をとっていて、1年間に、例えば、長橋だったら小樽病院に行くのにバスを2回使うので、桜の人よりも単純にその部分だけで言うと2倍バスに乗るとか、そういう利用実態が浮き上がってくると。だから、どこでどういうふうに乗ったかとか、どこに行くために使っているかではなくて、どこに住んでいる人がどれぐらいの冊数を買うのかといったことが浮き上がってくるということを主な目的にしていると理解してよろしいのですか。

○（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃったことが主な目的でございますが、この1年間で収集したデータを分析することによって、またほかの面も見えてくるというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

一つは、先ほどの話からすると、平成26年度の1年間やってみますので、来年の今ぐらいが大体終わりのころかなと思っています。それから分析を始めていくということですから、その結果をふれあいパスのあり方に反映するとしても、一番短く考えても28年度ぐらいなのかもしれませんが、ただ、今、私が聞いているように、今回の調査は、ふれあいパスの利用実態の調査としては初めてなので、それ自体を進めていただくことに異議はないのですけれども、どれだけの実態がわかってくるのかなという部分については、もっといろいろな角度での分析とかデータ収集をしていかないと、地域性だけが出てくるのかなと、そのような印象を持ちました。

それで、お願いなのですが、バスでふれあい回数券を購入する方は、おりる直前に回数券がないことに気づいたり、乗ってから気づいたりということが多いのかもしれませんが、そういう中では、結構買うときに苦労しているという印象を持ちます。そういった中では、購入券がなかったら買えないのかということも出てきようかと思えますし、いろいろな使う方の条件を考えると、あまり無理な負荷をかけるのはいかながなものかというふうに思う

のです。バス会社と小樽市の計画になっているのでしょうけれども、使う方の実態を考えると、購入条件にしてしまうと結構厳しいものもあろうかと思うのです。一方で、できるだけ正確な調査も必要かと思いますが、100パーセントの回答率を求めていくという部分については、なかなか利用する方の実情からすると厳しい部分もあると思うのですけれども、その辺の柔軟性をバス会社との間でどのようにお話しされているのか。運転手が一人でやっているわけですから、購入券がなかったら売るなというふうにバス会社から指示されていたら、回数券を売れなくなってしまうわけですから、その辺については、小樽市と事業者の間でどのような約束をしているのか。その際には、やはりきちんとそれなりの配慮をお願いしたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まずは、購入券がなければ回数券は買えないというところが基本でございますけれども、これは高齢者対象の事業でございますし、バスが大変混雑していたり、御高齢で現金を出す際にまごついたりというのは往々にしてあると思います。バス事業者との話では、基本的には購入券がなければ買えないというふうにしますけれども、ケース・バイ・ケースで、何が何でもそれがないと買えませんということは、実際にはなかなか難しいでしょうから、その辺は臨機応変に対応してくださいということは伝えてございます。

○斎藤（博）委員

この質問の最後に、第4回定例会で20円の値上げという考え方が示されたときに、それぞれの委員からいろいろな意見が出されましたし、私もいろいろ話をさせていただきました。そのときにも、制度そのものを守るために、どのように見直していくべきなのかという観点、否定しないつもりではおります。ですが、ふれあいバス事業が持っているもともと目的が、高齢者が元気で、活力を持ってまちに出てくるという制度ですから、その制度の趣旨に沿った形で調査なりをした結果も反映していただきたいと、そのように考えていますし、そういう考えでこういうアンケートをやっていくことについては、賛成していきたいと思っていますところであります。この部分についての答弁は要りません。

◎新市立病院の駐車場について

次に、少し話が前に戻るのですが、私は代表質問で、新市立病院の駐車場について何点かお尋ねしましたが、その答弁について、改めて質問させていただきます。

一つは、道内の公立病院の駐車場の利用実態といいますか、料金の部分については、代表質問でお答えをいただいているところであります。今度は、改めて市内の公的病院の駐車場の利用の仕方について、どのように押さえられているか、お聞かせいただきたいと思います。

○（経営管理）松木主幹

小樽市内にある公的病院の駐車場の料金についてでございますけれども、小樽市内三つの公的病院で、まず協会病院と掖済会病院につきましては、駐車時間によりまして、外来、見舞いともに1時間100円を徴収してございます。

また、済生会小樽病院では、外来受診は無料ですが、見舞いにつきましては、3時間まで無料というふうに聞いてございます。

○斎藤（博）委員

私も代表質問で意識しているのは、向かいにできている病院のことを意識しながら議論させていただいているのですが、ちょっと質問の角度を変えますけれども、代表質問では、新市立病院の新しい駐車場が完成するまでの間の質問をさせていただきました。それで、どうするのだという話をした中で、工事中はスペースの確保が難しいという話と、もう一つ言われているのは、新しい駐車場が完成するまでは、病院周辺の民間駐車場等を仮駐車場として確保するなどの対策を検討しておりますというお答えをいただいているのです。この具体的なイメージとしては、言葉だけを見ると、民間駐車場を借り上げとなっているものですから、あの辺の民間有料駐車場のことを言っているのかなというふうにも思うのですが、必ずしもそんなに大きな部分ではなかったり、距離的な問題もあるので、

ここで言われている周辺の民間駐車場等を仮駐車場として確保するという中身について、どういったことを想定しているのか、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

○（経営管理）松木主幹

新駐車場ができるまで、現病院の解体工事中における仮の駐車場につきましては、代表質問のときに答弁させていただいております。その中で、周辺の民間駐車場を仮駐車場として確保するなどの対策を一つの方法として考えておりますという答弁をさせていただいておりますが、まさに仮駐車場につきましては、現在、本当に検討している最中でございます。新市立病院の周辺から一定の徒歩圏内の中で、一定の駐車場、やはり 5 台、10 台というわけにはいきませんので何台かの車がとめられる、そういった駐車場のスペースがもしあれば、そういったスペースをお借りして、そこを仮の駐車場として活用していくというのも一つの対策だということで、現在、その辺を含めて検討している最中でございます。

○斎藤（博）委員

そうすると、民間駐車場の確保というよりも、今おっしゃっているのは、どちらかというと空き地というか、駐車場として 1 年間ぐらい使ってもいい、貸してもいいという土地を含めて検討しているということによろしいですか。

○（経営管理）松木主幹

民間の今ある駐車場を借りるということではなくて、車をとめられるような一定のスペースがあるところを借りるということでございます。

○斎藤（博）委員

当然でしょうけれども、そういう土地を借りるというのは、1 年契約とか 8 か月契約になると思いますので、当然、費用がかかるわけです。これは病院の、何費というかわかりませんが、そういうもので病院がお金を払っていくことになるのですか。

○（経営管理）松木主幹

そういったときの駐車料金につきましては、今後、いろいろと検討してまいりたいと考えてございますし、また病院でそのお金をどうするかということにつきましては、当然、病院で負担をするのか、また利用者の方に負担をしていただくのか、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えています。

○斎藤（博）委員

利用者負担については次に聞こうかと思っていたのですが、まず、病院の周りで適当な広さの土地を確保して駐車場にするといったときには、アスファルトを敷いたり、線を引いたりといろいろな整備をするわけですし、その維持・管理はどういうふうに考えられているか。ただ空き地に石でも敷いて、新市立病院の駐車場がそこにありますから好きにどうぞというようなことになるのか。やはり特に冬の時期のことを考えると、土地を確保しただけでは済まなくて、一定程度管理することが必要になってきようかと思うので、そういった経費もかかるわけですが、例えば借りた駐車スペースの維持・管理は、今の段階でどういうふうに考えられているのですか。

○（経営管理）松木主幹

もしどこかのスペースを借りることになれば、そういった敷地については、その敷地の形状を事前に把握いたしまして、舗装するといったことにまでは当然なりませんので、砂利敷きの中ですとか、そういった中で借りることのできるスペースを探して、それを活用していきたいというふうに考えてございます。

○斎藤（博）委員

それなりの借上料や維持管理費などのランニングコストがかかるのですが、その場合の利用料については、どのようにお考えになっているかを聞いたかったのですけれども、いかがですか。

○（経営管理）松木主幹

その利用料につきましては、当然、新市立病院のすぐ隣にあるわけではございませんし、それなりの駐車場の整備をしているわけでもございませんので、そこから料金を徴収するというのはなかなか難しいとは考えてございますが、今後、具体的に目星をつけたところと折衝することになってまいりますので、もしそういうことになれば、その段階でその辺も含めて検討してまいりたいと考えています。

○斎藤（博）委員

新市立病院の周辺といって、周りの状況を考えてもちょっと思い浮かばないわけですから、道路が 1 本 2 本と離れてしまう場合は、管理するといっても今度は管理を誰に頼むのかという話にもなりかねない部分もありますが、ただ一方で、野放しである辺に駐車場をつくるのもいかがなものかと思います。1 年弱の話なので、何とかしのぐようなことを考えなければならないと思うのです。ただ、やはり仮の部分だけを見ていけば、有料化するためには一定きちんとした把握とか、それなりの体制をとっていくということになると、コストの問題も出てくると思いますが、できるだけ早く考え方を示してもらいたいと思っています。

新市立病院につきましては、先ほどの質問にもありましたように、真向かいにある病院が、一定の条件はついてはいますが、有料で駐車場を動かしているという実態があります。そういった中で、利用される方については、一定の割り切りをお願いしなければならない場面も来るのではないかと考えています。利用者に限定した話になるわけですが、もちろんだというやり方をするかによってかかってくる経費もずいぶん違うとは思っています。向かいにある病院は有料で、新市立病院の駐車場が無料ですということになると、例えば南小樽駅の下のほうでも、JR が駐車場の経営をやっていますので、そういったことをいろいろ考えていくと、全く条件をつけないで巨大な駐車場をつくるということが、患者のためという意図は十分わかるのですが、必ずしもそういうふうにならないのではないかと思いますので、きちんとした管理体制をとっていくと同時に、有料化ということをやはり真剣に検討してもらいたいと思いますので、改めてその辺についての見解なり考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○（経営管理）松木主幹

新市立病院の新駐車場の料金につきましては、先ほど申しましたように、市内の公的病院の徴収の内容、また市内の市立病院の内容、それから先ほど委員がおっしゃったような管理上の問題、そういったことも踏まえまして、適切な時期にどういった料金を徴収していくのかということを決断してまいりたいというふうに考えています。

○斎藤（博）委員

では、少し質問を変えます。

◎夜間急病センターの駐車場について

夜間急病センターが今の場所に移って、半年近くたっています。夜間急病センターに駐車場がないことをわかっていて聞くのも恐縮ですが、どういう対策をとられているか、まずお話ししたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今の斎藤博行委員のお尋ねでございますが、新夜間急病センターの場所には、患者の駐車場はございませんので、7 月 11 日の供用開始から、小樽病院の駐車場をお借りいたしまして、11 台のスペースを確保させていただいて、夜間の診療に来る患者のためのスペースを確保している状況でございます。

○斎藤（博）委員

11 台ということですが、どのように借りているのか。時間なのか、特定の場所なのか、駐車場全体なのか、その辺について、もう少し詳しくお話を聞かせてください。

○（保健所）保健総務課長

まず、位置でございますけれども、住吉線の道路側に位置してまして、住吉神社に近いほうの出入口から出入

りする形で、道路に並行して11台分を確保させていただいてございます。利用時間帯については、基本的な患者の診療開始が午後6時でございますので、午後6時から翌朝の7時まで借りております。

○斎藤（博）委員

夜間急病センターは夜間だということで、小樽病院の駐車場の利用者の皆さんとは、すみ分けているという印象があるわけですが、この間、何かトラブルや苦情というのは、実際の問題として発生していないのですか。

○（保健所）保健総務課長

7月から約8か月、駐車場を使わせていただいておりますが、苦情なりトラブルが発生したことについては聞いてございませんし、ないものと承知してございます。

○斎藤（博）委員

先に聞くはずだったのですが、夜間急病センターでは、小樽病院の駐車場を借りているというのですが、利用実態は押さえているのですか。平均するとどのぐらい使っているということはあるですか。

○（保健所）保健総務課長

利用実態でございますけれども、小樽病院に調査していただいたところ、1日平均4台程度で、時間帯は午後9時と午前5時に台数を調査していただいております、その結果、1日平均、午後9時では4.2台、午前5時では1.3台というふうに病院局から聞いてございます。

○斎藤（博）委員

それで、本日聞かせていただきたい部分は、現在の小樽病院の解体工事がいよいよ始まりますということになってくると、その駐車場は今のようには使えなくなってくるわけですが、それに向けての対策はどういうふうにお考えになっているか、お聞かせいただけますか。

○（保健所）保健総務課長

確かに、今御指摘のとおり解体工事中の問題がございますので、具体的にはまだ詰めてございませんけれども、原則としては現行と同じような形で、小樽病院の駐車場を借りるという考え方がありますので、その工事中の期間は小樽病院が措置される駐車場において、夜間急病センターのスペースについても確保していただくような形で協議してまいりたいと思います。

○斎藤（博）委員

今の保健所の意向は、もうたぶん小樽病院に相談されているのでしょうかけれども、小樽病院としても、その確保したスペースの一部を夜間急病センターに提供するというところでよろしいのですか。

○経営管理部金子次長

小樽病院側としても、今後、新市立病院開院に向けまして、どこか駐車場を確保した場合には、夜間ということで、特に利用がバッティングすることはないと思いますので、これまでどおり夜間については夜間急病センターに利用していただくことで、今、考えていきたいと思っております。

○斎藤（博）委員

仮の駐車場がどこに確保されるかということは、新市立病院を利用される方の利便性、特に冬や天気の良いときに、どのぐらい歩くのだろうかというのはちょっとあります。ましてや夜間急病センターを使っている方の状況というのは、誰かが急病で夜中に車で来ることを考えると、どこにできるかによってもずいぶん違ってくると思うのです。小樽病院の周りをぐるとイメージしても、どうもその付近に何十台という駐車スペースがどこにあるのかなというのは、今のところちょっとはっきりとはわかりません。

そうしたときに、これは一つの考えですけれども、言ってしまうと、夜間急病センターの左隣ぐらいには協会病院があるわけです。協会病院の駐車場は有料ですが、夜はどのような利用状況になっているか私もはっきりわからなくて言うのも失礼ですけれども、例えば患者の利便性だけを考えると、仮の間だけでも協会病院の駐車場を使う

という、そういった選択肢というのではないのですか。

○（保健所）保健総務課長

確かに委員の御指摘のとおり、近場で考えればそういったような、協会病院の駐車場ということも当然考えられることですが、私どもといたしましては、まず、今、小樽病院の仮の施設にお願いしたいということが大原則でございます。また、協会病院については、相手方のお考えもありますし、また夜間急病センターは指定管理者である小樽市医師会にお願いしていることもございますので、それぞれの考え方がございますので、今、委員が御提案された協会病院も選択肢の一つということで、意見としては理解させていただいたというところで本日はとどめておきたいと思います。

○斎藤（博）委員

この項の最後ですが、新市立病院の駐車場についても、保健所としては現行どおりの利用を考えていると、そういう押さえでよろしいのですか。その場合、例えば新市立病院が駐車場を有料化した場合、保健所としてはどういうふうに考えているのかをお聞かせ願えますか。

○（保健所）保健総務課長

新市立病院の駐車場について、現行どおりお借りするという大前提で考えてございますが、有料かどうかという部分についても、新市立病院がそういった措置を決定した場合については、改めて協議したいと考えてございます。いずれにいたしましても、利用者に支障のないような形で駐車場のスペースは確保してまいりたいと考えてございます。

○斎藤（博）委員

◎保育所の定員とあり方について

次に、保育所の需給見通しについて何点かお聞きします。

これも代表質問で聞かせていただいている部分ですが、最初に手宮保育所と赤岩保育所の定員の削減を考えているということで、手宮保育所は90名から5名削って85名に、赤岩保育所は115名から10名削って105名に、それぞれ削減するという考え方が示されました。その理由に、歳児別の直近3年間の入所児童の平均値を使うということも説明されているところであります。改めて、3年間としている理由、この基準をつくった理由と、実際に手宮保育所と赤岩保育所の3年間の平均値は幾つだったのかをお知らせいただきたいと思います。

○（福祉）主幹

手宮保育所と赤岩保育所の定員変更のことですが、まず3年間の入所平均のルールに関係ですけれども、これは平成22年に、職員組合からの要望に基づいて、そういうルールを決めてきたものでございます。中身は、先ほどおっしゃったように、直近3年間の歳児別入所数の平均値を下回らない数、そういったような基準をつくったということでございます。

この3年間の手宮保育所の平均値は79.8、赤岩保育所は100.5となっております。

○斎藤（博）委員

例えば、赤岩保育所と手宮保育所の平均が79.8とか100.5という数字を今、お知らせいただいたのですが、それぞれ3年間なら3年間でいいのですけれども、一番入った時期があると思うのですが、その数字は幾つになっていますか。

○（福祉）主幹

3年間の入所数のマックスということですが、手宮保育所では平成24年度で94名、赤岩保育所は22年度で116名となっています。

○斎藤（博）委員

もう一つ、新しい85名と105名の手宮保育所、赤岩保育所の歳児別の枠は、どういうふうにつくられていますか。

○（福祉）主幹

手宮保育所は、ゼロ歳児が 8 名、1・2 歳児で 30 名、3 歳児が 15 名、4・5 歳児で 32 名です。赤岩保育所は、ゼロ歳児が 10 名、1・2 歳児が 31 名、3 歳児が 20 名、4・5 歳児が 44 名となっています。

○斎藤（博）委員

今回、赤岩保育所が定員の数を 5 名削って、手宮保育所は 10 名削っているわけですが、それぞれの保育所における職員の配置は動いているのですか。

○（福祉）主幹

保育士は、赤岩保育所、手宮保育所とも、それぞれ 1 名ずつ減員となります。

○斎藤（博）委員

何回も繰り返して話をさせてもらっているのですが、平均するとクリアしているとはいいながら、この 3 年間で一番入ってくるときというのは、新しく考えている手宮保育所、赤岩保育所の定員を上回るような子供が実際にこの 3 年間で入っている実態があるのに、それで新しい保育所の定員にしていく、職員も削っていくというふうにしていくのです。こうしたことが結果として、ある時期になると人口的に待機児童が発生してくるにつながっていると私は思うのですけれども、その辺についてもう一回説明していただけますか。

○（福祉）主幹

年度当初には、入所待ちというのは発生しないというふうには考えてはおります。この間、おっしゃったように、年度途中から入所されていく子供がだんだん増えてくるため、それに合わせて定数以外の保育士の配置ということで、臨時的保育士を採用していくのですが、そういったことをしながら、入所待ちを極力つくらぬような形でやっていきたいというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

要は、私が心配しているのは、こうやって定員を小さくしておいて、超えたら臨時的保育士で対応すると言っているのですが、実際に臨時的保育士が手配できないと、待機児童になってしまうのです。それを繰り返してきているのではないですかというのがずっとあるので、こういう質問をさせていただきました。ぜひすぐに保育士を採用して、待機児童が出ない体制をお願いしたいと思います。

最後に、今、議論になっている最上保育所と手宮保育所のあり方について、まとめてお聞きします。

保育所のあり方の議論をしたときに、手宮保育所と最上保育所については、平成 26 年度中に一定の結論を出しますということになっています。というのは、その前に、御承知のように、手宮保育所については廃止か民間移譲かという言葉が飛び出してきて、いろいろ議会でも議論になっています。また、最上保育所についても、実態としてたくさんの子供が入っている中で、最初の計画を見直してもらって、時間をかけて 26 年度に改めて議論しようということになっているわけであります。

何点かまとめて聞くのでまとめて答えてほしいのですが、一つ私の認識としては、手宮保育所も最上保育所も建ててからもう相当な時間がたっています。これは仮の話ですが、仮に手宮保育所、最上保育所が、前に小樽市が考えていたような廃止とか民間移譲にならない場合には、建替えの議論につながると私は考えているので、その辺についての考えを一つお聞きしたいと思います。

二つ目は、市長答弁では、手宮保育所と最上保育所のあり方については、これまでの入所状況を踏まえて考えたというのが 1 点。もう一点は、子ども・子育て支援アンケートの中間報告を分析する中で、手宮保育所と最上保育所のあり方については考えていきたいと言っているのですが、これまでの入所状況をどういうふうに押さえられているかをお聞かせいただきたい。

また、このアンケートを読ませていただいても、手宮とか最上とか、回答した人が住んでいる地域が分布されているのは見ましたが、手宮保育所とか最上保育所の利用者の声を直接聞いているというふうにはなっていないとい

うふうにしか私には読めないもので、その辺について、この調査結果をどういうふうにご利用しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、いずれにしても一定の結論を出さなければならないと思うのですが、その前に、まず、この入所状況などを踏まえたときに、この議論の行き先というのは、例えば廃止ということが考えられるのかどうかという部分を含めて、現時点で言える部分があったらお聞かせいただきたいと思いますし、これからのスケジュールについてもお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）主幹

まず、建替えの議論でございますけれども、手宮保育所と最上保育所が存続するかどうかという後の問題にもかかわってくるのですが、仮に存続しますということになった場合についてですけれども、まず最上保育所の場合は、市営住宅の中に入っていますので、耐震診断などがもう終わってしまっていて、そのまま使えますという結果になっておりますので、最上保育所については、早急な建替えというのは考えていないというふうに思っています。

また、手宮保育所についてですが、こちらは耐震診断をやっていないものですから、これからやらなければならないのですが、そういった結果もあわせて考えていかなければならないのではないかとこのように思っています。

次に、これまでの入所状況ということですが、これまで3年間、両保育所とも、手宮保育所は120名から90名に定員を下げたりとかしているのですけれども、下げた後も下げた後の数字なりに定員近く入ってきている状況です。最上保育所も45名の定員そのまま、大体そのような数字で入ってきていますので、これを直ちに廃止という状況ではないとは思っております。

今後の存続の仕方などは、これから考えていかなければならないというふうに、今の段階ではまだそこまでしか考えていないということでございます。

○（福祉）子育て支援課長

後段にございました子ども・子育て支援制度の関係のアンケートの点であります。このアンケートにつきましては、特に最上保育所、手宮保育所は、これからの検討になりますが、そこに特化して行ったものではなくて、市内の就学前の子供を持つ御家庭の、例えば幼稚園、保育所、子育て支援事業など、そうした面について、利用状況なり利用希望を聞くという趣旨で行ったものでありますので、そういったアンケートということで御理解を願いたいと思っております。

○斎藤（博）委員

先ほどの答弁の中では、手宮保育所と最上保育所については、利用状況を考慮すると、少なくとも廃止の方向というのはなかなか難しいと、そういうことを確認させていただいて質問を終わります。

○福祉部長

その2か所については、平成22年に市立保育所の配置に関する計画をつくった際に、将来のことにつきまして、老朽化が進んでいるとか入所児童が減少しているということで、例えば長橋保育所などは廃止ということで打ち出したわけですが、今の二つの保育所については、そうした観点から見ますと、条件が全部当てはまっているわけではございませんので、保育所の配置に関する計画にのっとった観点からは、廃止ということにはならないのではないかとこのように考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎銭函保育所の改築について

まず、保育所の改築にかかわってですが、第一に今の小樽の状況についてということで、今、出生数の関係、保

育所を利用する人数、また今は何かそういう段階にはないと思うのですが、本年 4 月の段階でどの程度の人たちが利用しようとしているのか。また今年、保育所を利用していた方々で離れる方々の人数など、この辺の大まかな動向につきまして、市内全体のことを知りたいと思います。

また、公立保育所におきましては、今、定員変更等も進めているようですが、昨年や今年の流れでは、公立ではどの程度の利用者が新たに、また今年どの程度の方が卒園されたり退園されたりして動くのかなと考えるのですが、この辺につきまして、現時点で押さえている部分についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）主幹

まず、出生数と保育所利用の数についてでございますけれども、近くの数字ということで、平成24年1月から12月の出生数は657人ございました。25年3月の保育所利用の児童数としましては、ゼロ歳児から5歳児まで全体で1,519人、そのうちゼロ歳児だけで言いますと220人、これが25年3月時点の人数でございます。

また、25年1月から12月の出生数は647人ということで10人ほど少なくなっていますが、25年度、26年3月、現在の保育所の利用者数としましては、全体としては1,516人、ゼロ歳児だけで言いますと229人になっております。

○（福祉）子育て支援課長

現在の申込状況というお尋ねがございましたので、途中経過ではございますけれども答えさせていただきます。現在、4月に向けた入所を受け付けておりますが、2月末時点でいったん区切っておりますので、26年度に向けた申込者の状況につきましては1,346人で、昨年同期に比べますと、2月末時点で3人多い状況になっております。ただ、この後、3月中の申込みもございますし、また退所される子供も出てまいりますので、トータルとしては例年この数字より下がっていった、4月1日の入所状況になるものと見込んでいるところでございます。

○吹田委員

今、数字をお聞きしまして、全体の利用の関係につきましては、前年とあまり変化がないということでございますが、出生数についても、大きく全体は動いていないということですから、これは大変小樽にとってはいいことかなと考えます。

今、人口について国の機関では、さまざまな予測の数字を出していきまして、我が会派の成田議員はそういう形の話をちょっとされたと思うのですが、状況的には出生数が20年後、30年後となると極端に人数が変わるという感じでございます。そういう中で今回も基本的には、予算をつくる段階で、平成26年度当初予算における重点施策の「次代を担う子どもたちへの取組」として、保育所建設事業費という形で銭函保育所が記載されています。定員が大幅変更になってくるわけですが、この辺のところにつきまして、今、こういう定員であって、この状況が銭函でどの程度続くと考えて、また、こういう保育所ができましたら、40年は確実に、恐らく50年ぐらいは建物として残ると思うのですが、この辺につきましては、そういう形の動向をどの程度考えながらこの建物をつくるのかなと考えていますので、これらの考え方についてお聞きたいと思います。

○（福祉）主幹

銭函保育所の改築の件でございますけれども、今、委員がおっしゃいましたとおり、銭函保育所については、桂岡保育園ができたことに関連して、定員を75人に変更して建て直しをすることになっております。この75人がどのぐらい続くのかという予測でございますが、こういった定員に関しては3年ごとに見直しをしていくということと、それとこの建物の広さについては、現在は75人という定員でありますので、それにプラスアルファということを念頭に、面積基準で入所待ちが出ないようなことを考えなければならないということで、そういったことも含めて現在、建て直しの設計を行っている段階でございます。

○吹田委員

私の質問的な部分ではそういうニュアンスでやるあれはなかったのですが、今回、この予算が出ておりますけれども、まだ設計段階なのですか。確定したものではないのでしょうか。

○（福祉）主幹

大まかな設計はできています。ただ、まだ若干の修正が残っているものですから、そういうニュアンスになりました。

○吹田委員

この保育所の基本的な考え方として、歳児別の定員の関係と部屋のつくり方につきましては、歳児別になっているのか。また、例えば横割りか縦割りかというやり方の問題があるのですが、それと面積的には各年齢別に最低基準があるのですけれども、これとの兼ね合いはどのような感じで作られているのか。また、それは実際には、どの年齢がどのぐらいの大きさで作られているのか、この辺については数字的に出せるものなのでしょうか。

○（福祉）主幹

新銭函保育所の歳児別の定員は、ゼロ歳児が10人になっておりまして、1・2歳児が24人、3歳児が13人、4・5歳児が28人という定員を考えております。

部屋のつくりとしましては、歳児別ごとにそれぞれ部屋をつくることにしております。ゼロ歳児では、産休明けと6か月以上の子の部屋で分けておりまして、産休明け保育は一応4人という定員を考えておりますけれども、部屋自体は19.8平方メートルで、1人当たり4.95平方メートルになります。6か月以上の児童は、部屋が30平方メートルで定員が6人と考えていますので、1人当たり5平方メートルになります。次に、1歳児の部屋は、大体28平方メートルぐらいで12人の定員ということで、1人当たり大体2.3平方メートルぐらいです。2歳も同じ数字でございます。次に、3歳児、4歳児、5歳児の部屋が大体35平方メートルでございまして、3歳児の定員が13人で1人当たり約2.7平方メートルぐらいです。4・5歳が14人ずつということで、1人当たり2.5平方メートルということで、厚生労働省の基準で言いますと、例えば5歳児ですと1.98平方メートルという数字がありますが、それよりも若干余裕を持った部屋のつくりになっている状況でございます。

○吹田委員

今の形を聞きますと、最低基準からいくとそれなりに余裕のある面積かと思うので、余裕があるということは、部屋の的には、どうしてもその年によっては増減する可能性がありますので、そういうときに対応できる形であれば非常にいいのかなと思います。

今、部屋は年齢ごとにつくられる形になっておりますので、私は前から言っているのですが、保育所というのは、その機能が終わったときにも建物はしっかり残りますので、その次の機能に使える形のものを基本的な考えとして、設計するときに考えることが必要だと思うのですが、今回、ここには子育て支援センターもつくられるということですが、子育て支援センターについてはどのような感じで作られる予定なのでしょうか。

○（福祉）主幹

まず、銭函保育所の建物としましては、鉄筋コンクリート2階建てでございまして、子育て支援センターは1階部分の一部に入るとことで考えております。広さは約100平方メートルでございます。奥沢保育所にある子育て支援センター「げんき」は延べ床面積112平方メートルですが、実際に遊べるスペースとしましては50平方メートルから60平方メートルぐらいしかないということなので、それに比べますと、遊べる面積としては結構広くとれたというように考えております。その中に、保育所とは別の玄関など、そういったものを設置しながらつくっていくというふうに考えております。

○吹田委員

子育て支援センターは100平方メートルとありますが、これは実際に来られた方が利用できる範囲のところ、例えば管理的な部分はまた別にあると考えてよろしいのですか。

○（福祉）主幹

100平方メートルの中に受付や教材室といったものが含まれていますが、先ほど申しましたように、遊べる場所と

いったところは結構広くとれたというふうに思っております。

○吹田委員

先ほどの質問の部分で、ちょっと質問のやり方が悪かったのですが、この建物は、将来的に万が一使わなくなるときには転用できそうな感じで考えていらっしゃるのですか。

○（福祉）主幹

将来的な展望といったところまでを考慮しての建物ではございません。

○吹田委員

今、奥沢保育所ができて、今度は銭函保育所という感じでして、銭函保育所もこうやってさまざまな検討をされてつくられるのですが、建設自体はこれからですけれども、ここではどのような施設の特徴を持ちながら、そういう利用する方々に何か訴える部分を考えていらっしゃるのか、そういう設備的とか、さまざまな面であるのかなど。部屋をこういう形でつくられたということなのですが、例えば給食については別にきちんとできる場所を考えると、又は午睡についてはまた別にきちんとつくるとか、結構面積が大きい感じがするのですが、そういうものについて何か特徴があればと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）主幹

建物は、子育て支援センターを含んでの 2 階建てになっていますので、面積としては 960 平方メートルぐらいということで結構大きな建物になっています。ただ、やはり 1 階と 2 階ということで階段を二つつくらなければならないといったことで、必要なものではありませんが、子供たちにとっては遊ぶ場所とはまた別の施設みたいなものをつくらなければならないといったものが含まれての 960 平方メートルですから、建物としてはちょっと大きくなっていますけれども、面積的には標準サイズよりも少し大きいというぐらいの感覚だと思います。

また、新銭函保育所は 2 階建てということもありまして、2 階に 3 歳児、4 歳児、5 歳児の幼児組が入るので、夏の間だけですけれども、その幼児組が 2 階で水遊びができるスペースをつくるということも考えております。また、園庭と子育て支援センター側と別々といいますか、子育て支援センター側には駐車場を設けなければならないということで、駐車場と子供たちが遊ぶ園庭は分離するような形でつくっていききたい、そのようなことで考えております。

○吹田委員

今は保育所を利用する方々というのは、ほとんどが車で送迎をする状況になっておりますが、銭函保育所は、そういう点で、保育所に来られるときなどの送迎用の道路や駐車場の状況につきましては、どのような配慮をされているのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）主幹

送迎の関係ですけれども、送迎専用の駐車スペースはございませんが、子育て支援センターを御利用の方と保育所の送迎の時間帯が重なることが少ないものですから、子育て支援センターの利用者のためにつくった駐車場を送迎のときにも使っていただくかというふうに考えております。銭函保育所は団地の間に道路があって、奥まったところに保育所があるということで、その間を車が通ってくる形になっておりまして、決して交通の往来が激しい状態のところではないものですから、そういった面では比較的安心かというふうには思っております。

○吹田委員

保育所を今までとは若干内容を変えてですが、ここはそういう駐車スペースも含めて、今の保育所と見比べましたら、雪のよけるスペースは増えたのでしょうか。

また、そういうのが増えたのであれば、除雪はどのような感じで対応される考え方で今進めようと考えていらっしゃるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）主幹

除雪につきましては、今の保育所は園庭のところに冬の間、積み上げていました。今後は、園庭部分と駐車場部分、二つに分けて積み上げていくようになるかと思っております。除雪しなければならない範囲も広がったものですから、今、除雪は家庭用の小さな除雪機でやっているのですけれども、それではできないということで、中型の除雪機を購入しまして除雪に当たろうということで考えております。

○吹田委員

小樽は特に冬の送迎のときに、道路確保がいかに大事かということは常に言われておりまして、近隣の皆さんにも万が一の場合、大変御迷惑をかける場合もありますので、この辺については、より内容を検討しましてやっていただきたいと考えております。

どちらにしても、また私は、ここに予算が全体で 4 億円ほどかかるということが来ていますけれども、これについては、本日ここで高いとか安いとかと言ってもちょっとあれなので、また別の機会と考えていますので、どちらにしてもそういうものが建てられるということで、よかったのかなと思っています。

◎子育てトレーニング教室について

続きまして、「次代を担う子どもたちへの取組」の子育て環境整備ということで、子育てトレーニング教室開催事業費と書いてあるのですが、これはそもそも何を目的に、どのような方々を対象に、いつどのようにされるのかをお聞きしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

子育てトレーニング教室についてのお尋ねでございますけれども、この事業の実施目的としましては、子育てを行っている市民の方々に、コモンセンス・ペアレンティングという技法を学んでいただく、暴力を用いないコミュニケーションを子供と親が図りながら、そうしたしつけ方法を学ぶ機会を提供して、子育てしている御家庭の養育能力の向上を図りたいと思っております。

また、子供がなかなか言うことを聞かないといったときに、ときには暴力に至ってしまう、そうしたことを未然に防ぐ、また育児における親子双方のストレスを軽減する、そういったことを主な目的としております。

次に、今年度の事業の予定でございますけれども、トレーニング教室につきましては、グループ教室ということで、これは参加者をあらかじめ決めまして、1 回 2 時間ほどの教室を 7 回受けていただいて修了となる、そうしたものを年度内に 1 回実施したいと思っております。

また、入門教室ということで、おおむね 2 時間程度の時間で、コモンセンス・ペアレンティングという技法についての概要について説明するような講座的なものを年度内に 2 回実施したい、そのように考えております。

○吹田委員

このトレーニングの関係の講師はどういう方がされるのか、また、どこから選ばれるのか、専門の方々がつくのかどうかというのはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

コモンセンス・ペアレンティングでございますけれども、特に国家資格といったことではございません。もともとアメリカの児童養護施設で開発された教育プログラムが基になっておりまして、日本におきましては、平成 17 年に「神戸少年の町」という児童養護施設で、日本用のテキストといたしますか、プログラムに改変されたものが普及してきているということであります。そうした取組をした方々が中心となって、トレーナーを養成できるトレーナー・オブ・トレーナーといった方々を増やしつつ、そして今回、私どもの保育士などもこうした講座を受講してトレーナーになっていこうというものでございますけれども、そうした講座を受けてトレーナーとして認定されていくような仕組みになっております。

○吹田委員

今回ここでされる講師的な感じの方は、どなたがされるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、庁内で既にこのトレーナーの講座を受けて認定を受けている者が 3 名ほどおります。子育て支援課で相談支援等を担当している事務職が 1 人、保健所の保健師が 2 人になりますので、こういった体制の中で対応していきたいというふうに考えております。

○吹田委員

私としましては、内容的にどうであれ、本当はこういう重点施策であれば、23 万 8,000 円程度の金額でというのはあまりにも予算的に少ないという感じがしないでもないのですが、この程度のものから始まって、これから大きくしていこうという感じで考えているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど、トレーニング教室を中心に答弁させていただきましたが、トレーナーの養成の関係につきましては、今年度は 6 名ほど、公立保育所の保育士に養成講座を受講させようと考えております。そうした中で、今年度は初年度でございますので、取り組みながら、そしてまた保育士の養成をしながら、次年度以降の関係については、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○吹田委員

こういう資格を持った方という形でございますけれども、こういうものにつきましては、よりスキルアップしていただくことを考えますと、外部への研修等も必要な感じがするのですが、市の職員の皆さんがそういうのを今後されるような考え方はあるのでしょうか。外部の派遣というか、より高いスキルアップを目指した研修等のことも考えながら、こういうトレーナーの養成をしていくのかどうかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市の職員全体については答えられない立場でございますが、子育ての関係につきましては、CSP、コモンセンス・ペアレンティングの技法を一定身につけることで、先ほども申し上げました直接的な親子の、家庭への対応も図れますし、また保育所関係ということで、保育士という立場からは、日ごろやはり保育所における保護者支援という活動もございますので、そうした面も推進できるのではないかと考えております。

また、研修につきましては、こうしたものに限りませんけれども、北海道社会福祉協議会などが実施しております研修の内容に応じまして、適宜参加をしている現状でございます。

○吹田委員

こういう形のものについてはより進めていただいて、実際に公立保育所で働いていらっしゃる保育士の中で、こういうのをきちんとやっていただくことは非常にいいことだと考えております。私もそういう関係の仕事をさせていただいているのですが、やはり子供が優しさを感じないで、子供を育てられる最初になっているというのは、保護者の問題が大変大きなところがありまして、やはりそこにかかわる方々全てがそういう共通の認識を持ちながら進めていただくのが非常に大事なかなと思います。仕事の忙しさなりでどうしても言葉に優しさを感じられないような感じで子供と毎日かわるという感じがありますので、そういうのをいかにいい形に持っていくかというのが、こういうものがあればよりいいのかなと思いますので、ぜひこの辺のところについて、ますます力を入れていただきたいと考えますので、よろしくお願いします。

◎薬物乱用防止について

次に、今回、あるところで薬物についての報道があり、小樽で発生してしまったと。これが公務員の関係だということで、薬物についてのことは、基本的に私は保健所が所管だと考えているのですが、保健所ではこういうさまざまな薬物についての、そういう問題が起きないような形のものというのは、日ごろどういう取組をされているの

かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今の委員の御質問は、保健所として薬物乱用防止に向けてどういった活動をしているのかというお尋ねかと思いますが、保健所といたしましては、私ども小樽市保健所だけでなく、北海道で薬物の防止をするような協議会を設けてございます。その中で当該地域でございましたら北海道薬物乱用防止指導員後志地区協議会がございまして、俱知安保健所、岩内保健所、小樽市保健所、三者でこの協議会を構成しております。そういった中でも一つは、平成25年でしたら8月に、例年夏でございますけれども、市内の商業施設の中でリーフレットの配布等を行いまして、そういった薬物乱用の防止の活動をしてございます。

また、保健所が直接ではございませんが、保健所から小樽薬剤師会に補助金を出させていただいております、そういった中で、後援は小樽市でございますけれども、小樽薬剤師会が薬物乱用撲滅キャンペーンということで、駅前の商業施設でリーフレットの配布やパネル展を例年ですと9月に行う、そういった形の啓発活動をしているところでございます。

○吹田委員

薬物につきましては、今回の問題は他山の何とかではない、全く自分たちに関係ないことという状況ではないと私は考えています。薬物の関係は、私はまた全く別の関係で薬物をされている方々と直接かかわりがあるのですが、基本的に見つかる方々は氷山の一角でございますので、非常に蔓延しているだろうと考えております。そういう中で私は、この薬物について内部で物が発生することは、私はそういうものにつきまして、どのような形のときにどのような形のことがなるのかなというのは、やはり共通認識を持ってもらわないと、例えばこういうところに外部の方が来られて窓口対応する場合にも、薬物のそういう方が来られる可能性は十分あります。また、そういう形の中では、あまり想定したくないのだけれども、仕事をする中でもそういう方がいらっしゃるかもしれない。だからそういうときに、薬物をやるとこういう症状なり、こういうことになりなんなりするということを共通認識で持ってもらわなければならないのかなと。それはさまざまな意味で有効なものになるだろうと、こう考えているのですけれども、そういうものにつきましては、部署の中では保健所が基本だと思っていますので、そういうものを情報として皆さんに提供するということは考えられないのか、どうでしょう。

○（保健所）保健総務課長

今回、報道されています事案についてのことで、保健所が庁内にそういった薬物についての何か特別なキャンペーンをするということは、現在は考えてございませんが、これまでどおり、まず一つは全市的に薬物の乱用防止のキャンペーンというのを張っておりますので、今、委員からいただいた御提案につきましては、庁内管理という部分がございまして、どういったことができるか、今、その御提案をいただいたことにつきましては、例えば総務部に伝えるような形では検討できると思いますけれども、保健所で何か具体的にそういった特別な取組をするということは、今の時点では特別考えてございません。

○吹田委員

私は非常に端的に何でもやろうという感じで考えるのですが、基本的には健康診断の中でそういう薬物の検査をすることにすると一番簡単でございまして、通常、薬物は唾液と血液で検査するのが基本だと思いますので、簡易検査をすれば大体ひっかかりますから、そういう形のことをやるという意思表示だけでも、やる人にとっては物すごいプレッシャーでございまして、そういうことは私は必要なと考えるのです。そういうものについて、私は保健所で、こういうところでそういうものをやってはどうかということを本庁で言っていただきたいなと考えてもいるのですが、そういうものをやるような状況になるかどうかという問題なのですが、保健所の考えた中ではそれができると考えられますか。

○（保健所）保健総務課長

今の委員のお尋ねでございますけれども、やはり個人の血液なり尿についての検査になりますと、当然その後ろ盾といいますか、例えば麻薬に関する取締りの法律など、そういったきちんとしたものがなければ、なかなか人の体液の検査というのは難しいと思います。一つは、今、健康診断につきましても、労務管理の法律、恐らく労働安全衛生法でございますけれども、そういった後ろ盾があって検査していることだと思いますので、今の時点でそういった根拠法令もない中で、いくら職員とはいえども、そういったことというのは人権の問題もございますので、今すぐ早急に何かということは難しいかと保健所では考えてございます。

○吹田委員

本質の問題ですから、本質さえきちんとなれば私は可能かと考えておりまして、これについてはまだ大きな問題に、今のところは見つかっただけでございますから、それによってその方が何かしたからという状況にはなっていないそうなので、それはもう一つ次の段階と思います。

◎食品の放射性物質検査について

時間が迫ってまいりましたので、次の質問に移りますが、本日は東日本大震災が起きてからちょうど3年でございます。小樽の食料の放射性物質の検査につきましては、当初は非常に厳しくやっているというイメージがあったのですが、現在はどのような形になっていらっしゃるのか。また、検査において、何か問題のあるものが見つかったかどうか。

また、私はどの範囲までなら大丈夫で、超えたらどうのこうのということが常に言われるのです。それなら、自然界の放射能の値とそれからその間のところで何かそういうのがないのかどうかという問題につきまして、保健所ではどの程度押さえていらっしゃるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

また、放射能というのは何十年も続くわけですが、この検査につきましては、今後も今の体制を維持しながらいくのか。また、今は簡易検査ぐらいしかできないような設備を持っていますが、もう少しきちんと正確なものを出せるようなものを用意するのかどうか、このことにつきまして最後にお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

現在、保健所で実施している食品放射性物質検査についてお答えいたします。

保健所で実施している放射線測定検査につきましては、平成24年11月から、消費者庁から無償貸与された簡易測定器を使用して検査を実施しており、現在も継続しております。これまで実績として113検体の検査をしております。内容しましては、市民からの持込みの検査、保健所で実際に店や商店、スーパーで売っているものを持ってきての検査、学校給食や市立保育所からの検査などを実施しております。

これまでの検査結果の中で数値が出たかどうかについての御質問ですが、基準値100ベクレルに対して、これを超えた数値は現在113検体の中からは見つかっておりません。

ただ、この機械が測定できる限界値、セシウム134と137を測定しておりますけれども、本年2月4日に市民から受付をいたしました福島県のリンゴから、セシウム137が11.1ベクレル検出いたしました。数値につきましては、食品の基準値である100ベクレルの約10分の1ですので、数値的には非常に低いものですが、検査結果につきましては、この1検体だけ数値が検出されているものでございます。

また、今後も検査を継続するかどうかにつきましてでございますが、現在、国や道でも検査を継続しているところですし、また国からは、できる限り福島県近辺の都道府県、他自治体でも検査を実施するようにという通知がございますので、それに基づいて今後も継続していきたいというふうに考えております。来年度につきましても、検査機器のメンテナンス費用など検査に必要な費用については、予算要求しております。その後何年以上やるかにつきましては、他の自治体の検査結果、厚生労働省や国の方針に沿って検討してまいりたいと考えております。

○吹田委員

どちらにしましても、今、マスコミ等さまざまな情報の中では、我々が考えられないような汚染水がどんどんつくられているという感じでございまして、全く解決していないという状況であります。だから、今後は、薬物などの陸上の野菜や果物よりも、海洋に大きく影響するだろうということを考えておりまして、これからは特に海洋を中心に検査が必要かなという感じもしております。これから何十年にもわたるとは思いますけれども、そういう意味では検査機器をもう少しより整備しまして、そういう市民の安全をこれからも進めていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたしますと思います。

これについての答弁は要りませんので、時間も超えておりますので終わりたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎ふれあいパスについて

最初に、ふれあいパスについてでありますけれども、大きく二つの点に分けて質問させていただきます。

まず一つは、利用者負担額の変更をされた経過について、確認させていただきたいと思います。小樽市のホームページに、ふれあいパスの利用者負担額の変更についてということで載せられたと思うのですが、最初に載せた日はいつなのか。その後、我が党の抗議によって削除されたと思うのですが、削除された日を聞かせてください。また、理由についても聞かせていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパスに関連しまして、まず利用者負担額の変更についてホームページに掲載した日は 2 月 7 日金曜日でございます。

そのホームページを削除した日は 2 月 13 日木曜日でございます。この削除した理由については、共産党の北野議員から、2 月 12 日にホームページを見たけれども、議会審議はまだこれからなのにもう既に決まったかのような表現になっているので、これについての抗議がありまして、内容を精査した結果、削除したものでございます。

○川畑委員

その後、もう一度ホームページに載せられたと思うのですが、それはいつでしたか。

○（福祉）地域福祉課長

再度ホームページに掲載したのは、3 月 4 日火曜日でございます。

○川畑委員

3 月の広報おたるに「ふれあいパスの交付が始まります」ということで載っております。ふれあいパス利用者負担額の変更は、議会で議決されていないという点から、我が党の北野議員の抗議によってホームページは削除されたわけですが、その理由もあわせて、ふれあいパスの内容がさも決まったような形で広報おたるに載せたことは、議会軽視になるのではないかと思います、どのような判断をしたのか聞かせていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

ホームページを削除した後に、ふれあいパスに関する内容を 3 月 1 日付けの広報に掲載した理由でございますが、まず 3 月 20 日にふれあいパスの交付を予定しています。ふれあいパスの切替え時期が 4 月 1 日なので、その事前になります 3 月 20 日にパスの交付をしておりますので、利用者負担額の変更や購入券方式の導入については事前に周知する必要がありますので、広報に掲載したということでございます。

また、先ほどございましたホームページに対する抗議でございますけれども、変更前の内容というのは、ふれあいパスの利用者負担額が変わりますとか、ふれあい回数券は 1 冊 1,200 円になりますとか、古いふれあい回数券を使用する際は現金 10 円を足してくださいですとか、御指摘のあったとおり、あたかも決まったような形の内容で掲載がありましたので、広報に掲載する際は、これを全て「予定です」という表現に変えましたのと、「関連予算については、現在、市議会第 1 回定例会に提案しています」という注意書きを書かせていただいております。

○川畑委員

予定という形で今、審議していると書けばいいのかと、実は市民からも、もうそうやって決まったのかという質問が来たのです。そういう意味では、市民は議会でどのような進め方がされているのかが見えないわけです。ですから、そういう意味では、このことを延期させてもよかったのではないかとも思うのですが、その辺はどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

この掲載を延期するということは、交付の時期も後ろにずらすということになりますが、ふれあいパスの交付の切替え時期というのは、この事業が始まってから 4 月 1 日の交付ということでやらせていただいておりますので、これを年度当初に例えざらすとした場合、そちらのほうを利用者の混乱を招くのではないかと、委員の御指摘のとおり、まだ審議前で決まっていないというのは事実でございますけれども、あくまでも予定であるということで、混乱を招かないためにもお知らせをしたということでございます。

○川畑委員

これは単年度決算という形で進めていますよね。ですから、来年もまたこういうことが起きる可能性もあるのではないですか。その辺はどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

来年もこういうことが起きる可能性があるのではないかとということでございますけれども、基本的には 4 月 1 日を切替えの時期ということで、利用者の混乱を招かないためにも 3 月 20 日前後には新しいパスの交付をしていることは、これからも変えられないのではないかと考えております。平成 26 年度は利用者負担の変更がありまして、これがまた来年もさらに増額ということはなかなか考えにくいですが、一応 4 月 1 日の切替え時期に向けて 3 月 20 日前後にパスを交付する仕組みについては、これからも変わらないと思います。

○川畑委員

ふれあいパスの利用者負担額の変更については、いろいろな経過があるわけですが、最近の経過でいけば、昨年 11 月 21 日に地域福祉課から出された「ふれあいパス事業に係る負担の見直し」というがあるので、これについての概略を説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

11 月 21 日付けの地域福祉課で作成して説明をさせていただいた資料でございますけれども、タイトルは「ふれあいパス事業に係る負担の見直しについて」ということで、この事業については単独事業であり、一般財源を多額に要する事業でもあるので、財政健全化の観点から事業評価において見直しをするように求められている事業であるので、今それについて検討しているということが一つ。また、バス事業者の中央バスから、平成 26 年度から消費税増税に伴って 1 路線 210 円を 220 円に料金改定するという検討をしているということ。もう一つは、これもバス事業者からなのですが、市内路線が赤字になっており収支の悪化傾向が続いている。については、この事業に係る事業者

の負担を軽減してほしいという申入れがあったと。この 3 点について、まず説明をしています。

これに係る検討の内容について、さらに説明をさせていただいていますけれども、年齢要件の引上げ、所得制限の導入、利用制限を設ける、いろいろとこの事業費の縮減等の検討に向けて中を精査しましたが、基本的な考え方としては、まずこの事業は小樽市として継続しなければならない事業だということを前提に市の予算というのは、現状の予算を上限にして、これ以上削ることは難しいということの市としての見解と、26年度に見込まれます運賃改定分の10円と、事業者の負担軽減分の10円を合わせた20円を利用者の負担とさせていただきたいということの資料でございます。

○川畑委員

要するに、この見直しの資料については、平成24年の行政評価の中で特定事業として位置づけたというのが一つです。運賃の改定については、消費税の値上げと燃料費が高くなって事業者の運営がうまくいっていないという、その二つのことを言っているわけです。事業評価については、後でまた取り上げますが、25年12月の予算特別委員会でも議論になって、我が党は利用者に全額負担させることは反対しましたし、他党派からも抵抗があって、結果的に提案されたのが20円の引上げではなくて110円から120円という10円の引上げが提案されているわけです。このように今修正されたのですけれども、ふれあいパスの変更内容について詳しくその点でお話を聞かせていただきたいと思うのです。

ふれあいパスの回数券の購入券についてですけれども、ふれあいパスの交付時に回数券の購入券を12枚交付するとしているのですが、12枚とはどういう意味なのでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

委員の御質問にありましたとおり、ふれあいパスの交付時に1人当たり12枚の購入券を交付しようと考えています。この12枚というのは、平成24年度の決算の実績に基づいて、販売総数が約21万7,000冊、ふれあいパスの交付者が約2万500人いらっしゃいますので、この数字からいきますと、1人当たり年間10.6冊を購入しているという平均値が出ますので、10.6冊プラス1冊程度ということで、12枚を交付することにしています。

○川畑委員

なるほどですね。私は、12枚と聞いたときに、単純に1か月に1冊で12枚という計算なのかなと思ったのです。そういう基本的な考えをしているのかなと思ったのですが、そうではなくて、要するに平均をとったということになるのですか。わかりました。

○（福祉）地域福祉課長

平均をとったということでございます。

また、もう一つの理由は、この購入券は情報システム課の機械で印刷をする予定ですが、シートごとの印刷になっていまして、左右に6枚ずつ切り取り線がついたシートを利用しようと考えていますので、左右合わせて12枚になります。そういうこともあって、12枚という数字が出てきたものでございます。

○川畑委員

例えば、私も独自に考えてみたわけですが、1路線で利用する場合、1回行くためには2枚回数券が必要です。そうすると、1冊で1か月と見ると5回利用できるわけです。ただ中には、2路線を利用する場合もあると思うのです。そういうような利用になると、せいぜい二、三回しか使えない状況になります。まさに、利用制限を狙っているのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど斎藤博行委員の御質問にも答えましたが、この購入券の導入は、あくまでも利用状況の把握と分析をするためのものでございまして、利用制限を狙っているものではございません。実際に平均で10.6冊ですが、これは調査してみないとわかりませんが、もしかしら20冊とか30冊とか買っている方が多くて、逆

にパスの交付は受けているけれども、全然買っていない人が多いがために平均が10.6冊になっていることも考えられますので、あくまでも利用実態を把握したいということが、購入券方式の導入の目的でございます。

また、12枚で足りない場合は、地域福祉課に電話をいただければ郵送しようと思っています。窓口に来ていただかなくてもいいように何枚でも郵送しようと思っていますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○川畑委員

回数券の購入券には、ふれあいパスと同じように名前などが載るということで、先ほどの斎藤博行委員の質問では、ふれあいパスの番号と名前と言っていましたけれども、そのほかにふれあいパスには年齢と性別が載っていますが、今回の購入券にも載るのですか。

○（福祉）地域福祉課長

回数券の購入券には、ふれあいパスの番号と名前だけの掲載を考えております。

○川畑委員

それは当初からそうように考えていたのですか。私はそれが個人情報につながらないかと心配していたのですけれども、その辺はどうなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

この購入券方式を検討する初期の段階から名前とパスの番号だけを掲載するというふうに考えておりました。

○川畑委員

ふれあい回数券の購入券が不足するときは何枚でも郵送するとおっしゃっていましたが、先ほど斎藤博行委員の話にもありましたが、高齢者が購入するときにはいろいろ苦勞しているのです、バスの中でも、あるいは販売所でも。そして、今度は何をしなければいけないかと。ふれあいパスと購入券とお金、この3点をセットで出さなくてはいけないのです。70歳以上の高齢者にそのことを強制するということが、本当に必要なのかどうかと私は思うのですが、どうですか。

○（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃいますとおり、バスをおりる際にその3点を運転手に提示して、提出して購入券を買うということは、70歳以上の高齢者の方々にとっては非常にお手間をかける、御苦勞をかけることだというふうには思っていますけれども、これはあくまでも利用実態を把握するために、ずっと続けるというふうには考えておりませんので、一定期間だけ御協力をお願いしたいということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○川畑委員

先ほど、購入券が必要な場合は何枚でも発行しますということですが、無駄な手数をかけないで、パスを渡すときに何枚ぐらい必要ですかと聞いたほうが早いのではないですか。そういうことは考えていないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパスの交付会場には、非常に多くの方がお見えになって、かなり混雑します。

例えば、受付の際に何枚要りますかということをした場合には、そのことによって順番を待つ時間がそれだけ長くなってしまうことも考えられますので、一応目安としては、平均プラス1枚程度ということで12枚に決めたものでございます。

○川畑委員

平均11枚プラス1枚というのちょっと疑問があるのですが、今までのふれあいパスの経過を見ますと、1997年は対象人数が2万3,392人で交付者は1万9,227人、交付率が82.2パーセントという報告です。2012年は対象人数が3万4,120人で確かに増えています。そして、交付者数も2万1,524人と増えています、交付率は63.1パーセントと下がっているのです。ですから、交付対象者になっけていても、実際に交付を受けない人が相当数いるのだらうと思います。実際には、70歳以上でうちから出て歩けない、あるいは車を持っけていてその必要がない、そのような方

もいらっしやると思うので、確かにその当日は混み合うかもしれませんが、その分に対応した対処をすれば、改めて連絡させる必要性はないのではないかと思いますのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほども申し上げましたとおり、利用を制限するために行うものではございませんので、電話を 1 本いただければ郵送させていただくというふうに考えておりますので、どうかそういうことで御理解をいただきたいと思います。

○川畑委員

ちょっと理解できないというか、納得できないのでしつこく聞くのですが、平成24年度の行政評価の中でどういう評価をされているのか、そしてその中で、利用制限をすべきだというニュアンスのことが書かれているわけです。ですから、そのことからいけば、いろいろな調査だとかなんとかと言うけれども、結局は利用の制限でしかない私は捉えざるを得ないのですが、改めて聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど11月21日の資料でも説明しましたが、事業評価では、この事業の縮減や一般財源の削減など、事業の縮小に関して検討せよということで、この事業評価についての結論になっておりますけれども、現状では、今の予算以上に削減することは難しいだろうということを判断いたしました。ただし、今以上の予算の増額は今の財政状況から難しいという判断をしたわけでございまして、事業評価については、これ以上の削減は難しいという一定程度の判断をしたわけでございます。

○川畑委員

ふれあいバス事業の事業評価で今おっしゃった点ですけれども、この出されたときの検討内容で、年齢要件の引上げや所得制限、あるいは利用制限について、さらなる検討を行ったけれども難しかったというふうに書いているわけですよね。それが今回出されたというのは、当初、110円を130円にしたかった。それが結果的に反発もあって110円を120円にしたと。だから、事業評価を基にしながら改めてこれを急に出したのではないかと私は思うのです。その辺はどうなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

事業評価を基にして購入券方式を、だから導入したのではないかとということでしょうか。

（「それと、価格を130円にしたいのが120円になったというのも、それが理由なのかということ」と呼ぶ者あり）

当初は、先ほど報告しましたように20円全額を利用者の御負担にということで考えておりましたけれども、第4回定例会等の議論を踏まえまして、10円は利用制限などをすることなく市が負担をするということで内容を変更したものでございます。この10円を市が負担するということは、年間2,000万円程度の財政負担の増額にもつながりますので、このことを今後もずっと続けていくということにもなかなかならないのではないかとという中で、何らかの見直しを今後図ることになったときに、利用実態を把握していなければ何も検討もできませんので、平成26年度、今のところは1年間を予定していますけれども、利用実態の状況の把握と分析をさせていただきたいということでございます。

○川畑委員

この項の最後に、我が党は消費税反対をもちろんしているわけですから、ふれあいバスの値上げについても、もちろん反対です。そして、本来ふれあいパスのあるべき事業の姿というか、本来つくったときのそういうものに立ち返って、もう一度考え直してもらいたいということを申し添えて、この項の質問を終わります。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバスの事業自体は、窓口に来る方、年度当初に交付会場に見えられる方など、私も立ち会っていますので拝見しておりますと、非常に楽しみにしているというのが伝わってきます。この事業自体は必要なものであると

いう認識はしていますけれども、一方、財源的なこともどうしても考えざるを得ませんので、こういった検討もせざるを得ないというところは御理解いただきたいと思います。

○川畑委員

次の項目に入る前に、当初ホームページに載せていた中にこういう一文があるのです。「平成26年4月1日以降、平成25年度のふれあい回数券を使用する際は、現金10円を足してください。（使用期限を平成27年3月31日まで延長します）」と、広報にはこの記事が載っていないのですが、これはこのまま周知することができるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

使用期限を延長することと古い回数券を使う際には10円を足してくださいという内容については、ホームページを変更した際、あるいは3月1日の広報からは落としております。このことは、部内で検討した結果、審議前に出すのはどうなのかということで、その辺は少し配慮させていただいた結果でございまして、4月1日の広報にはその内容を掲載する予定であります。

○川畑委員

◎福祉灯油について

次に、福祉灯油について質問させていただきます。

2月、3月は、灯油価格が若干下がったと言われています。それでも昨年2月以降100円になって、4月から100円を若干切ったけれども、11月からまた100円を超えて、今も100円を保っているわけです。こういう状況の中で、道内の各自治体では、冬の事業として取り組んでいるところがずいぶん増えたというふうに報道されています。その辺の把握について、特徴をどのように捉えているか聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油事業については、平成24年度に比べて今年度実施している自治体が増えていると認識しています。全道の大体9割近くが実施していることは北海道からの情報として伝わっていますけれども、ただ一方で、人口がおおむね10万人以上の都市が道内に10市ございますが、この中で実施しておりますのは、帯広市と江別市の2市だけでございます。昨年は北見市も実施していましたが、今年度は実施しないということで道内の主要10市と言われている比較的人口規模が大きいところでは、逆に1市減っているということで、それなりに人口が多い自治体にとっては、福祉灯油の実施は財政負担が大きいので、なかなか実施には踏み込めないのではないかとということで認識しております。

○川畑委員

時間がないので結論的なことを先に言います。

要するに、今まで福祉灯油の実施については、90円を価格の一定の目安とするということで議論されてきました。現在も100円を超えているわけです。その点で、なぜ取組をしないのか疑問なのです。今、対象者にとって緊急事態ではないのかなと思うのです。そういう意味で、私は社会福祉事業資金基金の活用はできないのかと思いますが、その辺の検討をされたのかどうか聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

この事業実施に当たって、社会福祉事業資金基金を取り崩して実施に向けた検討をしてこなかったのかということでございますけれども、この基金自体は全体で7億円を超える残高がございますが、ただ、そのうちの6億円を超える分については、平成3年から5年まで交付税が交付されて、それを原資に積み立てたものでございまして、国からの通知によりますと、運用果実によって事業をなささいということで、元本の取崩しについては、その運用ではしないようにということになっておりますので、残る取崩し可能な額といいますと、1億円程度になるということでございます。そういう中で、この資金から毎年事業に約1,000万円の取崩しをしています。取崩しのできる原資というのは、一般の方からの寄附の累計になっております。毎年1,000万円程度を取り崩す中で、寄附をいただく

額はそれに満たない結果となっておりますので、年々取り崩せる基金自体は減少している傾向もあります。また、福祉灯油を実施するに当たって、この基金を使うというのは、基金の使い方としてどうかという疑問がございます。現金を配るということでございますので、そのときはいいのかもしれませんが、その後に何も続いてこない、灯油の高騰は自治体だけではいかんともしがたいことでございますので、そういうことよりも、今、国に対して、市長会を通してですが、抜本的な取組をしてほしいと申し入れているところでございますので、基金を取り崩してこの事業を行うことについては、今のところ実施するような予定はございません。

○川畑委員

今、国会の話も出ましたので、国会の中では公明党からも質問が出ていまして、2月13日は公明党の稲津議員が質問しているし、25日には我が党の高橋千鶴子議員が質問しています。その中で、3月の特別交付税で必要な措置を講ずる方向で検討したいという答弁をいただいているのです。そして、日本共産党国会議員団北海道事務所でも2月28日に国に要請に行って、その中で特別交付税について政府はやる方向で検討しているという答弁もいただいているのですけれども、その辺の状況は把握していないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

国会の衆議院の中でそういうやりとりがあったということは聞いてございます。

○川畑委員

これも特別交付税の動きは自治体で事業を進めていなければ交付されないという話を聞いたのですが、実際に小樽市では事業を今やっていないわけですから、特別交付税は入ってこないことになります。そうしたら何もならないのです。だから、今すぐにでもやるべきではないかと私は思うのですが、どうですか。

○（福祉）地域福祉課長

2月13日の国会のやりとりを受けて、翌日に総務省から福祉灯油を実施する予定はあるのかという調査が参りました。小樽市においては、2月中旬にそういう動きがあったとしても対象者の抽出、現金配付のための民生委員にお願いする時間、また市民周知もそうですけれども、特別交付税を充当するためには年度内で全部終わらせなければならぬというのがありますので、それを考えますと、小樽市としては、その時期にそういう動きがあっても事業実施には踏みきれない。

もう一つは、特別交付税措置を検討しているという発言は総務大臣からありましたが、実際にその事業をやって幾ら措置してくれるのか、何割措置してくれるのかというのは、いまだに国からの通知はございませんので、そういうことを鑑みますと小樽市では実施には踏みきれなかったということでございます。

○川畑委員

自治体として国に働きかけていくことはもちろん大事ですが、自治体みずからが福祉事業に積極的に取り組むことが市民を守る立場だと、もう何度も同じことを言っているのですが、そういうところの積極性がやはりないと思うので、その辺を改めてほしいということを申し添えて私の質問は終わります。

○小貫委員

◎ふれあいパスについて

今の議論を聞いていて、一言ふれあいパスの関係についてお聞きしますが、今の説明によると、事務手続を議決よりも優先したというふうに私は聞き取れたのですけれども、そういうつもりなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事務手続を優先したというのは、事実から見るとそうなるかもしれませんが、あくまでも予算というのは議決をとらなければ執行できませんので、一義的には市民の混乱を招かないために最小限、若干先行してやらせていただいたということでございます。

○小貫委員

その前提として、この議案が通ることが前提でないとできないですね。だから、どんな議案を出しても小樽市議会は通るといふふうに思っていたということでもよろしいのですか。

○（福祉）地域福祉課長

議案は議決をとらなければ執行できませんので、もしこの予算が否決になれば、ふれあいバスを渡した人など、予定であるとして既に周知したことについては、どのような手段になるかはちょっとわかりませんが、訂正させていただくということで考えております。

○小貫委員

では、議会への説明はいつ行ったと考えているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

2月6日に、各会派代表者会議というものがあり、代表者の方がお集まりになるということを知りましたので、その中でちょっと時間をいただきまして、市としては当初、20円全額市民負担と考えていましたけれども、10円は市で持ちますということを各会派の代表者の方に説明をしました。

（「それは議会ではないでしょう、まだ議案も出ていないのですから」と呼ぶ者あり）

ですから、冒頭に申し上げましたとおり、非公式の間ではございますけれども、各会派の代表者の皆様には説明したということでございます。

（「だから、議会への説明はいつだったのですかという話をしているのですよ」と呼ぶ者あり）

議会への公式な説明というのは、本会議での市長の提案説明になるのではないかと思います。

○小貫委員

それより前にこういったことを行ったということが大変問題だと思うのです。しかも3日の代表質問で北野議員が指摘して、翌日にまたホームページに載せると、これはどう見ても議会の軽視しているとしか私は思えないのです。これについてどうですか。

○福祉部長

ふれあいバスの入った予算は、全体の予算案として議案説明、予算説明ということでさせていただいておりますし、今回も当初は定例会に提案していますというコメントなしの文案をホームページの上に出していますが、それを現在、この案件については第1回定例会に提案しているというコメントつきで広報に載せております。その内容と同じものを追ってホームページに出し直しましたけれども、そういう条件付きの記事ということで出しておりますので、もちろん議会の議決には十分配慮して私どもとしては出しているつもりですので、その点については御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小貫委員

理解はできませんが、この件をいっぱいやっていると時間がなくなってしまうので、私は議会に対する冒瀆だと思っていますということで御理解いただきたいと思います。

◎受動喫煙対策について

次に、受動喫煙対策についてお伺いいたします。

保健所で取り組んでいる禁煙宣言ですが、現在の登録者数をホームページで見ますと12人となっていました。まず、この到達点をどう見ているかということと、これからの課題又は努力方向についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

まず、平成25年6月1日から本事業は開始しておりますが、少ないというふうに考えております。昨年1年間の禁煙外来の利用者が137名ですので、それと比較しても少ないと考えております。

課題でございますが、本事業につきましては、周知がまだまだ足りないと考えておりますので、医療機関や薬局、

関係団体につきましても、ポスターを含めて、あらゆる保健事業を通して連携を深めていくとともに、周知を強化していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

健康増進法第25条には、受動喫煙の防止とあります。これについて説明してください。

○（保健所）健康増進課長

健康増進法第25条につきましては、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とありまして、つまり、たばこを吸わない方々の健康を守ることにについての努力義務規定でございます。

○小貫委員

特にマリンホールなどを使っているときに、よく市民の方から、入り口でたばこを吸っているのは何とかならないのかということと言われるのですけれども、同様に市民会館の1号集会室などもそうなのですが、入り口に灰皿が置いてあるというところで、やはりこの問題については、冬は吸っている方も寒くて大変でしょうから、きちんと喫煙室を設置してあげるというのがいいのではないかなと思うのですが、その辺についての検討はしたのでしょうか。

○（生活環境）浅野主幹

御質問のとおり市民会館や市民センターは、利用者のために屋外に灰皿を設置しており、屋内は禁煙としております。分煙による受動喫煙防止は重要なことと認識しておりまして、灰皿の数を減らしたり、灰皿の位置を入り口からずらすなど、少しでも受動喫煙防止につながるよう努めております。委員のおっしゃるとおり喫煙室を設けることは望ましいものと考えますが、敷地が狭いという制約があります。そのため現在、設置の検討はしておりませんが、今後どのような形で受動喫煙防止を進めたらよいか、保健所とも相談しながら進めたいというふうに考えております。

○小貫委員

学校では、施設内禁煙というふうに今なっていますけれども、教育委員会に聞いたところ、敷地内禁煙を実施している学校は多くはなっているのだけれども、全てではないということでした。保健所として、全校の敷地内禁煙実施については、教育委員会と協力してぜひ進めていってほしいと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○保健所長

保健所といたしましては、受動喫煙防止の環境が広がっていくことは大変結構なことと思っております。

学校の環境につきましては、教育委員会の所管でございますので、そちらの取組が進むものと思っております。必要に応じて協力したいとは思っております。

○小貫委員

私はたばこを吸わないのですが、先ほどの大麻のように法律で規制されているわけではないですから、吸う人の権利もきちんとあるのですけれども、やはり必要なのは、そういった子供などへの対応というのは市として責任を持って進めていかなければならないなと思っています。それで、先ほどおっしゃっていただいた健康増進法第25条の立場に立って、やはり受動喫煙の防止条例などをつくって受動喫煙防止を進めてほしいと思うのですが、これについては、今、保健所としてどういう立場なのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

受動喫煙防止条例につきましては、現在、保健所で先進地の情報収集などを含めて検討をしているところでござ

います。

○小貫委員

仮に、いろいろと進めていくということになったら、きちんとした財政的な援助というか、根拠はつくれるのでしょうか、財政部いかがですか。

○（財政）財政課長

具体的にどういう財源措置かというお尋ねかと思いますが、補助金等があるというふうにはちょっと認識しておりませんが、そういう要求が上がってきたら、その中でどのようにできるかは対応してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

ぜひ、よい対応をお願いしたいと思います。受動喫煙がよくないというのは、どなたもみんな一致している思いだと思いますので、その辺はお願いいたします。

なぜこのタイミングで受動喫煙対策の質問なのかというと、毎回、世界禁煙デーが終わってから、質問をしていなかったと気づくものですから、今年の世界禁煙デーの取組と禁煙週間の取組について、保健所で何か検討していることがあれば聞かせてください。

○（保健所）健康増進課長

今年度の世界禁煙デーでございますが、保健所としましては、5月の広報おたるで禁煙宣言の事業につきましてPRをするための特集を組む予定でございます。

また、新聞や各事業を通じまして、広く市民の皆様にはPRをして取り組んでいきたいと考えております。

○小貫委員

質問を予定していた国保については、もう少し勉強しまして、総括質疑で取り上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎子ども・子育て支援事業について

まず、子ども・子育て支援事業について、何点かお聞きしたいと思います。

私が代表質問で質問しておりまして、子ども・子育て支援アンケートについては、先ほどほかの方からも御質問があったので、重複する部分はありますが、参考にしますのでお答えください。

まず、代表質問では、「今後、自由記載項目を含めて集計し、アンケートの分析を行ってまいりたいと考えております」という答弁をいただき、このアンケートを平成27年度からの5年間の子ども・子育て支援事業計画策定に役立てるという話もありましたが、この反映の仕方とアンケートの分析が自由記載項目を含めていつごろになるかをお示しいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

このたび実施をしました子ども・子育て支援新制度にかかわるアンケート調査のまとめの関係でございますが、先般、中間報告（速報）で出した内容につきましては、設問の選択肢の集計が主であります。ただ、その集計だけでは、なかなか内容を把握しがたいところもございます。現在、自由記載項目の御意見などの記載している部分を集計しているところでございます。3月中には集計を図りながら4月に入って一定の分析を行った上で、示すことができるのは4月中旬以降ではないかと考えているところでございます。

○鈴木委員

代表質問でもありましたが、ちょっと残念な結果という印象であります。それで、よく周知されていなくてわかっていただけない部分があり、このような答えが出たのではないかというお答えなのですが、子育て支援事業がいろいろありまして、私も実際に見ていたら、本当にきめ細かい部分も多いので、これをしっかり利用していただければ、それなりの評価がいただけるのではないのかという思いがあるのですけれども残念です。

その一つは、周知が徹底されていないということに尽きると思うのですが、平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画策定、国の子ども・子育て関連法案施行までのいろいろ道筋があるのですけれども、これが27年度から急に始まります。この事業計画に基づいた、例えば募集とか何か変更というのを26年度内でまとめるとあるのですが、この移行が急激なので周知する時間があるのかという心配があるのですけれども、この点はどうお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

今後の新制度の周知等の関係でございますけれども、現時点で国から示されておりますのは、平成27年度から新制度が実施予定だということで、大まかなスケジュールとして示されております。そうした中では一部、例えば市民の皆さんの手続きにかかわる保育の必要性の認定順位、施設等の確認作業といったものが26年度後半の時期というように大まかには設定されております。ただ、これ以上の具体的な、例えば何月からといったことはちょっと示されていなくて、今後その制度を形づくるそういう省令なども順次示されてくる予定になっておりますので、そうした正式なものを受けて検討しつつ、できるだけ支障がないようにというように考えているところでございます。

○鈴木委員

国との絡みで、国で決まらなとなかなか実際には決められないということですが、現場で言いますと、募集などということを考えますと平成26年度とはいいいましても、26年の年末ぐらいまでにはある程度形としてつくっておかなければ発信もできませんし、困るのではないかという疑問があるのです。その点について、そういうお考えはないのかと言っても、できないものはできないですね、国から通知がなければ。ただ、それでも概算をつくっておかなければならないものというのはあると思うのですが、そこら辺はどうお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

計画の策定につきましては、一応、平成26年度中になっておりますので、それに従って順次アンケート結果の集計などの分析を検討しながらやっていきたいと思っております。その手続関係で、やはり市民の皆さんや利用者の皆さんに影響が出てくる部分はございますが、今、国で検討しておりますのは、例えば幼稚園を利用されている方々などは秋の時点で入所の申込みをするといった地域がございますけれども、例えば園がある程度手続をまとめて代行するといえますか、自治体に申請するといったこともまだ検討されているように聞いておりますので、やはり具体的な内容が示されて、実際に小樽市の段階でそうした事業者と協議をしながら支障がないように進めたいというのが基本的な考え方でございます。

○鈴木委員

それはなるべく支障のないようにやっていただきたいと思います。といいますのも、最初の質問に戻りますけれども、事業等がしっかり周知されず、また使い勝手がよくわからないということで、せっかくの子育て支援事業が皆さんにしっかり使っていただけないということもありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

◎地域子育て支援センターについて

それに関連して、銭函保育所の施設内に地域子育て支援センターが併設されるということで、これは先ほどお話の中にありました子育て支援センター「あそぼ」がこちらに移るのですね、まずこの件について聞かせてください。

○（福祉）主幹

平成26年度からの銭函保育所の建替え工事が始まりますが、今は鉄筋コンクリート2階建てを予定していますけれども、1階の一部分に子育て支援センター「あそぼ」をつくっていかうと考えております。

○鈴木委員

「げんき」「風の子」「あそぼ」という 3 か所の子育て支援センターを現時点でもやっているわけですが、そういった中で、前にもちょっと話したと思うのですが、「げんき」ではやっていなくて「風の子」でやっているとか、若干ですが支援内容にばらつきがあります。その中で、今回「あそぼ」が新しくなって、スペース等も大きくなるのですが、9 か月までの赤ちゃんの保護者を対象にした「すくすくひよこくらぶ」と親子の通園というのを今はしていないのですが、この件は何か変える予定がありますか。どうお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

銭函保育所に平成25年度から 3 か所目の子育て支援センター「あそぼ」を開設し、事業を始めてきたところです。27年度に新園舎の建替え予定ということでの子育て支援事業の見直し等でございますが、今「あそぼ」では広場事業ということで、銭函市民センターを会場としたり、町内会館へ出向きなどの事業を行っております。そうした中で、銭函市民センターの関係については、今度は保育所内に併設できる子育て支援センターのスペースで代替ができると思っておりますので、そちらの施設を使うことになるというように思っています。

また、27年度の事業につきましては、今おっしゃったような 3 か所全てで同一のことは行うというものではございませんが、3 か所で協力しながらやっている部分もございますので、いろいろ動向なども見ながら、27年度に向けては26年度に入りましてから、改めて事業の内容を検討してまいりたいというふうに考えています。

○鈴木委員

この項の最後になりますが、代表質問で市長に「今後、子育て世代がもう一人産みたくるように、決して育てる環境の悪さゆえに本市を離れることのないよう、子育て支援事業に特段のお考えを示していただきたいと考えますが、御所見を」ということで、先はカットしますが、「妊娠、出産から子供の成長に応じた子育て支援策が必要でありますし、仕事と子育ての両立支援の推進や長時間労働などの働き方の見直しも必要なことと考えております」と市長は答弁しているわけですから、これは今後具体的にどこに力を入れてどのようにというお考えがありましたら、この場でお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃったとおり、市長からはそのように答弁させていただいております。

先ほどございました今回のアンケートの内容は、今後の市町村事業計画に使うための量的な見込みを出していく、そうした集計や分析もございますし、それから先ほど自由記載の関係での御質問もございましたけれども、そうした面をよく分析しながら、こういった御要望や御意見やそういったことをきちんと把握をしながら、また今後の関係については検討して考えていきたいと思っております。

○鈴木委員

◎新市立病院の医療設備について

質問を変えますが、今回の病院広報誌で、新市立病院の注目の医療設備ラインナップが出ておりました。ここで PET-CT、リニアック、ハイブリッド手術室と並んでおりますけれども、私としましては、新市立病院を建てまして、小樽はもちろん、やはり後志の基幹病院として、しっかりと医療の技術的なものも含めて先頭に立っていただきたいと考えます。そういった意味では、このような機器が必要だと思っております。

そこでお聞きしますが、PET-CTは、がんなどの検査に使う機械であります。ブドウ糖の同位体をやって、よくわかるようになっているのですが、まず一つは、これを導入することによって新市立病院にどういうメリットが増えるか。また、この機器を新市立病院だけで囲っておくのはちょっともったいないという気がいたしますので、この件についての御所見をまずお伺いします。

○（経営管理）小樽病院事務課長

新市立病院としての PET-CT 導入のメリットについてですが、当院はがん診療に力を入れておりまし

て、北海道がん診療連携指定病院にも指定されておりますことから、微細な腫瘍の大きさや位置を捉えることができるこの検査が進むことによりまして、がんの早期発見や進行度、転移、再発などを調べたりして、患者の早期発見に寄与できるものと考えております。

また、市立病院として独占するののかということになりますけれども、もちろん委託検査も可能でして、御依頼がありましたものについては積極的に受けまして、後志圏域のがん診療に寄与いたしたいと考えております。

○鈴木委員

そういった意味では、三つの柱となる脳、がん、循環器という、その一つのがんの早期発見並びに検査にかなり有効だと思っております。

先ほど言われたように、ほかの病院がお使いになる場合は、本当にぜひとも使わせてあげてほしいと思います。また、やはり予防ということで、このPETだけの検診というものがあります、かなり高額だと聞いておりますが。こういったものをセットにするというか、PETの検診をするために旅行をしながらというのは昔なかなか少ない時代はあったものですから、検診で相当広い地域からいろいろ呼びになる、そういうお考えがあるのかというのをお知らせください。

○（経営管理）小樽病院事務課長

PETの検診につきましては、広く周知を図りまして、特に後志圏内の方々に強くPRをしまして、後志圏域での受診率を上げてまいりたいと考えております。また、旅行業者との相談というのも検診の担当の医師は考えておりまして、そういった工夫をしていながら広く利用を促進したいと思っております。

○鈴木委員

PETは高い機械ですので、運用はしっかりするよう、よろしくお願いします。

次に、リニアックですが、これはエックス線や放射線を照射してピンポイントでがんをたたくという器械でありまして、そういった意味では先ほど言ったがん治療にかなり有効な医療機器なのだとことを勉強させていただきました。

そこでお聞きをしたいのは、リニアックを入れることにおいて、現小樽病院では、呼吸器内科の医師が来たから呼吸器内科はできるようになったのですけれども、診療ができなくてほかに流れていた患者がたくさんいると思うのです。もちろん医療費等も、そういった意味では小樽市外に流れていくわけでありまして、リニアックを入れることで、どれだけの経済効果と言ったらおかしいのですけれども、診療報酬効果というか、収入効果というか、そういった形をどのぐらいお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

○（経営管理）小樽病院事務課長

大変申しわけないのですが、他院から直接、例えば札幌のリニアックの先進機器を保有している病院に行っている分に関しましては当院に情報がございませんので、その件数を把握することは現時点ではできません。ただ、当院の地域医療連携室に相談のありました患者で、私どもが所有している機器で照射が不可能な症例などにつきましては、年間14件から15件程度が主に北大へ紹介している件数でございまして、そういったものについては、新市立病院で新型機器を導入後は当院で照射できるものと考えております。

○鈴木委員

数値的には今おっしゃったようになかなかあまり出ないのかもしれませんが、私が個人的に聞いていても、手稲の病院には、かなり小樽から行かれています、がんについては。そういったことを考えますと、やはり後志圏からは小樽で何とかとめてしっかりここで治療していただく。小樽の皆さんも、お見舞いとか付添いの件もありますので、できれば小樽の方は小樽で治していただきたい、本当にそういった思いであります。そういう意味でリニアックは、かなり役に立つと思います。

また、ハイブリッド手術室についても聞こうと思ったのですが、これは今行っている治療を補完する形でござい

ますので触れませんが、ここでお聞きしたいのですが、病院局長が三本柱で新市立病院をつくるというお話がありました。この機械をしっかりと扱っていただける技師、そして医師がいなければだめです。それとこの機械がそろって三角形というか、本当のいい意味でしっかりとした病院になると思うのですが、この機器については、これだけでは足りないですね。しっかり整備するためには、どの程度のものをこれからお考えなのか。開院するには、これだけあればいいのですか、どうなのですか。

○（経営管理）管理課長

新市立病院に向けての医療機器の整備でございますが、ただいま紹介したものににつきましては、平成25年第3回定例会で補正しまして、どうしても今年度中に契約が必要なものの一部を紹介したものでございます。今年度中に契約したものは、ほかにもMRIや乳房撮影装置なども既に契約しております。新年度に向かいますと、小樽市予算書21ページに記載していますが、そのほかに画像管理システム、人工心肺装置、手術用顕微鏡など一式がありまして、それらについては第1回定例会で約27億円の予算要求をしております。

○鈴木委員

27億円の予算計上というのは、これからですか。それとも、もうしてあるということですか。

○（経営管理）管理課長

平成26年第1回定例会に予算要求しているものでございます。

○鈴木委員

予算の中にそれが入っているということですね、わかりました。

それで、例えばリニアックもいろいろな形があり、ガンマナイフとかいろいろ最先端の機械がありますので、入れる機種によって治療の方向性が、かなり出るのかなという気がします。ガンマナイフだと、急激に放射線をかけてやるのですけれども、リニアックにして、ちょっと優しい形で治療するというのは、がん治療に対する考え方というのは、どういう御所見なのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

今回のリニアックも含めて、医療機器を入札するに当たりまして、院内に設けてあります医療機器選定委員会を開催しております。その機器を選定するに当たりましては、実際に担当する医師又は技師、そういったところと調整を行いまして、新市立病院が目指す治療はどういうものなのか、それに最適な機種はどういうものなのか、また価格面等を含めて精査した結果、今回契約した機器になっております。そのため、院内の治療計画に基づいて最適な機器を選んだというふうに考えております。

○鈴木委員

そういった意味では、今回こういった機械をそろえていただいて、先ほども言ったように技師、そして医師も含めてしっかり運用していただくようにお願いします。それがやはり収益にもつながりますし、最終的には新市立病院が、きちんと収益を上げられるのかということにも帰結すると思います。我々議員は一般市民の方に、新市立病院をつくるときに、国からの仕送りはこれはしょうがない、けれども一般会計からはなるべく持ち出さないと、必要があればそれなりに説明をしますけれどもという話でやっております。こういった機器をしっかりと活用していただいて、患者を増やすというのはおかしいですけれども、新市立病院でしっかり治していただきたいということでありますので、よろしくお願いします。

◎感染症対策について

時間がありませんので、最後の項目を端的に聞かせていただきます。

感染症発生動向調査というのが保健所のホームページにございました。それで、今回はインフルエンザがすごくはやっております、大体下火になったということでもありますけれども、インフルエンザの市内での動向を平成26年度、1,326例に基づいてお話しいただけますか。

○（保健所）山谷主幹

市内におけるインフルエンザの発生の動向についてのお尋ねかと思いますが、まずインフルエンザについての発生動向の把握は、指定された医療機関から 1 週間の単位で届け出ていただいて把握しております。

今シーズンの発生状況ですが、2 月 10 日から 16 日までの第 7 週から大きな流行の状態を示す警報レベルという段階に達しておりまして、その後、第 8 週、第 9 週、直近のデータとなる 3 月 3 日から 3 月 9 日の第 10 週までで、まだ警報レベルが継続している状況でございます。

○鈴木委員

私は先ほど、終息傾向にあると言ったのですが、第 10 週の数字はわかりますか。

○（保健所）山谷主幹

第 10 週の報告の件数といたしましては、193 人となっております。その前週の第 9 週が 290 人の報告でございますので、報告の数としては第 10 週が 100 名くらい減ってはいるのですけれども、ただ、この警報の基準に、継続の基準がございまして、1 か所の医療機関当たり 10 を超えておりますと警報レベルが継続することになっておりますので、報告数としては減りましたが、流行の段階としては警報の状態、流行の状態が続いているということになります。

○鈴木委員

インフルエンザは、この五、六年、毎年警報が出されているような印象がいたしまして、予防接種が有効だとは思いますが、予防接種をどのくらいの方が受けられているかというのは、ちょっと把握はできないですね。

○（保健所）山谷主幹

接種率の把握につきましては、65 歳以上の高齢者については、50 パーセントまでいかないのですが、毎年大体 45 パーセントから 50 パーセントの間で推移しております。ほかの年代の方についての予防接種率は、ちょっと把握はできておりません。

○鈴木委員

近くの学校でも学校閉鎖や学級閉鎖などがありましたので、インフルエンザに関しては、保健所として把握をするというぐらいで、打つ手はなかなか難しいとは思いますが、推移をしっかりと見守って、そして手洗い等、予防についての周知をしっかりといただければというふうに思います。

ここでもう一点、MRSA についてですが、今回、この感染予防を見ていると、これが 4 件、1 月に起こっています。MRSA というのは、私の印象では、ふだん皆さんが菌を持っていますが、免疫が落ちた方は発症して、そしてなおかつ重篤化すると。そして、死亡事故も見られるということだと記憶しております。その点について、この 4 件というのは、どういうことで起こったのか、状況を御説明願えますか。

○（保健所）山谷主幹

MRSA の発生状況につきましては、市内の指定された 1 医療機関から月単位で報告をいただくことになっております。1 月については 4 件の報告がございましたが、その内容につきましては、性別や年齢といったぐらいの内容でございます。

また、報告はありますけれども、院内で拡大しているとか、集団的に発生しているといったような状況の報告は受けておりません。

○鈴木委員

安心いたしました。この MRSA につきましては、感染症で、なおかつ抗生物質も効かないとか聞いておりましたので、もし小児科など、新生児のいるところで起こっているとちょっと怖いなと思いましたのでお聞きしました。

私の質問はこれで終わります。

○上野委員

◎平成26年度の各種予防接種費について

平成26年度の予算説明書の中から質問させていただきます。予防費の各種予防接種費が、23年度、24年度、25年度と例年ですと大体1億1,000万円から1億2,000万円ぐらいの予算なのですが、26年度については1億9,115万4,000円と、大幅に上がっているのですが、その理由をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

平成25年度の予算につきましては、各種予防接種費と子宮頸がん等の予防接種について分けてございました。それを26年度につきましては、25年度に既にどちらも法定接種になりましたので、各種予防接種費と子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について、合算して1億9,000万円程度の予算を提案させていただいているところでございます。

○上野委員

今の答弁では、増額した分は子宮頸がんワクチンの予防接種の事業費のようですが、子宮頸がんワクチンは、昨年ほかの議員からもいろいろと質問がありましたし、新聞報道でもありましたけれども、因果関係は明確にはまだ示されていないのですが、打ったことによって障害を持ってしまう、そういう症状が出ている例がいろいろ報道されましたけれども、予算説明書に載っているということは、来年度も子宮頸がんワクチンを一応打っていくということなのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がん等ワクチンにつきましては、予防接種法で法定接種となっておりますので、法律で決められた予防接種でございますから、今後とも法律にのっとって市町村の義務として予算措置をして、接種希望者に接種していただくような形で予算を計上してまいりたいと思います。

○上野委員

では、子宮頸がんワクチンについては、どういう説明をしながら接種しているのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

現在、国では、子宮頸がん予防ワクチンにつきまして、いろいろと副反応報告がございまして、厚生労働大臣の諮問機関の専門委員会の中でいろいろ議論されているところで、先ほど委員のお話にもあったとおり2月末だったと思いますが、国でもまだ因果関係がはっきりしないという状況がありますので、私どもとしては広報おたる等の中で、事実、国のこういった状況で健康被害が出ていますといった中で、接種を希望される方については、そういったことを勘案して接種していただくという形の接種の御案内を差し上げているところでございます。

○上野委員

私が以前から質問させていただいています高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、聞くところによると本年から法定接種化になるような話もあるのですが、知っている部分だけで結構なので、どういう流れになっているのかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

現在、予防接種については予防接種法の改正が必要でございますが、今、国から出ている情報では10月から高齢者の肺炎球菌ワクチンと水ぼうそうについて法定接種化するという情報は来てございますけれども、詳細についてはまだ提示されてございません。

○上野委員

仮に法定接種化になった場合には、今までは検討するということでしたが、私は高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、以前から効果等も含めて言っているのですが、法定接種化になりましたら実施されるということですか。

○（保健所）保健総務課長

法定接種になりましたら法にのっとって、市町村の義務でございますので、住民の方に接種していただくような形の措置を事業として実施してまいります。

○上野委員

先ほど、鈴木委員からインフルエンザの話がありましたけれども、インフルエンザについても私は、子供のインフルエンザワクチンの助成について以前からお話しさせていただいておりますが、予算の中で子供のインフルエンザワクチンに助成を、他の市町村、東京都千代田区など、全国でも結構やっているところがあるのです。そういう部分については、この予算の中でやろうというような、そういうものはあるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

現在、私どもは法定接種の中で事業を実施しておりますので、今後も任意接種についての助成については当面考えてございません。

○上野委員

今の御答弁を聞いて私は思うのですが、先般、とある新聞紙に市議会議員に市民感覚がないという報道がありましたけれども、果たして保健所は市民に向かって、本当の市民の健康増進を考えているのかなというのが1点思うわけであります。なぜかと申しますと、今、子宮頸がんワクチンについては、その副作用が懸念されている、そういう被害があるにもかかわらず、法定接種になっているのでそれは打つと。また、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、今は検討中だけれども法定接種になれば打つと。また、子供のインフルエンザワクチンについては、これはもう今年も市内の小学校17学年が学年閉鎖で、たしか28学級が学級閉鎖になっていまして、昨年よりも多いのです。これは毎年のことで、当然保護者は、毎年インフルエンザのことが気になりますのでワクチンを接種するわけです。それで、多額の費用もかかっている。しかし、インフルエンザワクチンはずっと打っているわけですが、そのような健康被害が現れていない中で、法定接種のものを打つのはわかるのですが、ということは、保健所は国だけを見て、健康増進というか、予防接種に関しても施策をやっているのかなと、私は腑に落ちないというか、疑問に思います。やはり小樽市民の現状あるいはニーズ、そういうものに向かって、予防接種に関してもやるべきところは一步進んでやるだろうし、逆に法定接種であっても健康被害が懸念されるようなものについては、果たして説明だけでいいのだろうか。これをとめることが法律でできないのであるならば、再三再四の説明をした後に本当に同意していいのですかという同意書までいただいて、例えば子宮頸がんワクチンを打つ、そこまでお考えになられて施策を行っているのかどうなのか、その部分について、保健所の姿勢をお聞かせいただければと思います。

○保健所長

任意接種の予防接種に関して、小樽市は助成をしないのか、あるいは負担を援助しないのかという件につきましては、数年前からたびたび、さまざまなワクチンにつきまして御質問いただいているところでございます。

繰り返しになりますが、予防接種という医療行為は、国が国民に対して責任を持つものでございまして、単にお金をどうこうするという問題ではございません。私どもは、市民の健康にきちんと責任を持つ立場から、国の定めたとこに従っていくということ、むしろ責任を持ってこれを決定しているところでございます。

先ほど保健総務課長がちょっと一言言い忘れましたけれども、子宮頸がん予防のワクチンにつきましては、積極的な勧奨を控えるようにという国の通知がございますので、私どもは市民の皆様に対して積極的に勧奨はいたしてございません。そして、今、上野委員がおっしゃいました子供に関するインフルエンザの予防ワクチンは、ほかの任意接種と同様でございまして、今までの繰り返しになりますが、小樽市民の健康をしっかりと考えたときに、これはお金の問題ではなく、副反応等も含めまして、国としてしっかり責任を持つべき性質のものであると考えてございますので、そういうところを御理解いただきたいと思います。

○上野委員

今のお答えで、小樽市が責任を持っているように私は思えないのです。法定接種は国がやれと言っているのですから、何かあったときに国の責任になるのではないのでしょうか。ほかの市町村では、お金の問題ではないですよ、インフルエンザワクチンや何にしてもやはり子供のことを考えて一步踏み出してやるわけです。インフルエンザワクチンに助成しろとか助成するとか、そういう話ではないのです。そうではなくて、保健所の姿勢ですよ。本当に小樽市民に対して責任を持ってやっているのかなと。逆に言ったら、副反応は子宮頸がんワクチンに出ているのですよ、なのに勧めてはいませんが、逆の子供たちのことを考えて法定接種でないものは、副反応が心配だからやらない。何かその答えの中に、なぜか小樽が責任を持っていると言いますが、本当に責任を持っているのか、法定接種だからやはり国が最終的に責任を持つことになりますよね。私は、保健所として、小樽の市民と子供のことを考えて、そこに向き合って施策を本当に考えているのかと、そういうところが疑問に思うわけです。たぶん同じ答えが返ってきますので御答弁は結構ですが、ぜひとも本当に小樽の市民のニーズ、あるいは市民の現状を踏まえた施策を今後考えていっていただきたいということを申し上げまして私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎行政評価の事業選定について

今年度実施されました行政評価の中で、厚生常任委員会所管の事業について3点伺わせていただきたいと思います。昨年の総務常任委員会でも質問させていただいて、ちょっとわからなかった部分があったものですから、本日やっと質問させていただけると思っていたのですが、事業の選定に当たっては、企画政策室が事業を選定して、原課に一次評価をするようにというお話があったということで、私が考えていたのとちょっと違って拍子抜けしてしまったところがあります。その中で、今回の事業の選定条件として、一般財源の額が大きいものからということがあり、実は、そういう観点で見たときに数十万円単位の一般財源のものが幾つかあって、本当にそれ以上のものはないのかなというふうには思っていたのです。企画政策室長に確認したら機械的に抽出したものだから間違いはないというお話だったのですが、最初に、部長にお聞きしますが、今回選ばれた事業は数十万円単位の事業ですけれども、これは平成24年度に行われた事業評価の事業を抜かして、25年度は原課の一般財源の多いものから抽出されたということで、例えば今日、私が伺いたかった事業も75万円とか60万円というものが上がっているのですけれども、これより一般財源が多い事業はないのですか。

○福祉部長

選定された結果ですので、そのように思っておりますけれども、各部で重複しないようにということですので、多少のばらつきはあるのかもしれませんが、その限りの答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

○秋元委員

総務常任委員会に戻ってもう一回質問し直さなければならないのですが、ちょっと確認の意味も込めまして何点か質問させていただきます。

◎在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて

初めに、事業名ナンバー9の在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについてですが、この事業は平成4年度から始まった事業という記載がありましたけれども、その事業の内容を説明していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

在宅で65歳以上の高齢者の寝たきりの方と65歳未満の方で身体障害者の方で寝たきりの方、この方に訪問して理美容サービスを実施いたします。委員が言われたように平成4年度からこの事業は開始しておりまして、聞くとこ

ろによりますと、当初、理容組合のボランティア活動として事業がスタートした後に、市がこの事業にのっかって補助をしたという経過があります。4 年度から 16 年度までは、国の在宅福祉事業補助金を充てて事業を実行していたわけですが、17 年度の三位一体の改革により補助の対象外になりまして、単独事業になっているという経過でございます。

○秋元委員

現在の利用者数の推移といいますか、見込みなども記載されていますが、実際に現在利用されている、登録されている方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

平成 24 年度の実績では 114 人になっていまして、26 年 3 月 10 日現在で登録者数は 97 人と若干減っております。

○秋元委員

たぶん対象になる方はまだいらっしゃるのかなというふうには思うのですが、この制度の周知など、登録されている方が減っている状況の分析といいますか、それはどのように捉えていますか。

○（医療保険）介護保険課長

事業周知につきましては、お知らせ等に載せるだけで、特別この事業の周知に力を入れているわけではありません。というのは、寝たきりの高齢者で、通常であれば介護度があって、要介護 4 とか要介護 5 という方が対象になると思うのですが、その方は通常介護保険のサービスを利用して在宅で生活している可能性が十分高いので、その方には必ずケアマネジャーという方がついています。介護保険のサービスとプラスして、インフォーマルなサービスとしてのこの理美容サービスというのは、当然ケアマネジャーから御家族の方に説明があって周知しているものと思っていますので、特段、個々に対して周知するということはしておりません。

また、利用者数、登録者数の減の分析についてですが、小樽市は第 5 期に入りまして、施設整備は一切しておりませんので、本来であれば在宅で寝たきりの方が増えて、このサービスを利用する方が多くなるはずだという認識をしているのですが、まだ第 5 期の最中で、当方としては多くなるという分析の中でちょっと減になっている理由というのが現状ではつかめていない状況でございます。

○秋元委員

予算の見込みなどを見ますと、先ほど言ったとおりに思っていたより一般財源も非常に少ないのですが、実際の予算の立て方といいますか、実際に登録されている方の数を見ながら予算の金額などを見ると、この助成額は、利用料金 3,500 円のうち 2,000 円を市が負担しているということで、お一人に 6 回分の助成をしているということで、そういうことから考えると、登録されている方と実際に予算として要望されている金額の違いといいますか、それを単純計算すると一人が大体 3 回ぐらい利用するような予算の要望になっていますけれども、見込みですか、この辺の考え方というのはどのように考えているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

1 年間に 6 枚の利用券を渡して、利用してくださいということで事業を始めているのですが、2 か月に一回は床屋が必要だろうということで、平成 4 年度の制度が始まったときから 6 回にしています。ただ、実績を見ますと 3. 何回という平均になっていますので、そこまで使っていない方もいるということと、登録だけして、6 枚保有していますが、実際には年度の途中で施設や病院に入ったりして使えない状況で券が 1 枚も使われていないということもあろうかと思います。他市の状況を見ますと、小樽市と同じように 6 枚で始めているところもありますし、年間 4 枚のところもありますが、6 枚配っていますので、できれば市民の方に 2 か月に一度利用していただくのが一番いいと思っています。今、御質問を受けるまでに、6 枚というのを変更しようとは思っていないものですから、2 か月に一度床屋に行くというのは、我々も通常そのぐらいの頻度で行っていますので、ぜひ使える範囲の中で利用していただきたいと考えております。

○秋元委員

今回の評価調書を読ませていただくと、事業の効率性という部分で、平成18年度に一度、利用料といいますか、その見直しをされたというふうに記載されているのですが、なぜ18年度に見直されたのか、また前の制度と違ってどのように見直されたのか、その辺を聞かせていただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

平成18年度の見直しについては二つありまして、一つは理容組合だけで始めていたこの事業に美容協会も入れて、美容の部分で女性の方も助成対象にしたということでございます。

もう一点は、17年度まで市民税所得割非課税の方に対して、技術料の1,150円プラス交通費の2,000円、計3,150円を助成していたものを、全ての方を対象にして助成額を2,000円として自己負担を1,500円にしたという金額の負担の見直しを18年度にしております。

○秋元委員

利用される方には一律で2,000円になったということですが、今回の二次評価の「要改善」のところで、たぶん課長もお読みになったと思うのですが、「助成額について、例えば、在宅寝たきり高齢者等の自宅への訪問に係る経費分など、通常の理美容利用者の利用料金よりも超過して必要となる経費相当額についてのみ補助するなど、受益者負担の観点も含め、事業の見直しを検討すること」ということで、平成18年度にも受益者負担という観点で見直された部分もあるということなので、実際に今は、予算額というか事業費は、当初より削減されているという考えでよろしいですか。

○（医療保険）介護保険課長

予算額については、使用したものを支払うものですから、削減されているというより、利用人数が減って利用料が減ったということでございます。平成24年度の決算額は65万円で、今は12年度の数字しか持ち合わせていないのですが、それが77万円で、一番多いときには100万円をちょっと超えたときもありますので、これはあくまでも利用者が増えて事業を使っているということで、意図的に予算を減らして利用者を削っているということではなくて、必要な方に必要なサービスを提供した結果でございます。

○秋元委員

この自己負担をもとに戻すというか3,500円にして、その方のお宅まで行く間の経費相当分にしてはどうかという「要改善」の内容ですけれども、この場合は利用者の負担が当然増えますよね。これは理容組合や美容協会に委託して行っている事業だということですが、例えば花園に住んでいる方がこのサービスを利用される場合には、近所の理美容師がお宅まで何うのか、その辺の調整は、どのようにされているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

このサービスをお使いになりたい方は、まず小樽市に申請して、決定を受けて券を配る形になるのですが、その券が配られた後に理容組合に電話して派遣をお願いします。そのときに、例えばなじみの理容師が理容組合に加入していて、この派遣にオーケーということであれば、その方に頼めばいいと思うのですが、なじみの理容師が理容組合に入っていないと誰でもいいということになりますと、理容組合で調整して、近くの人になるのか、それとも得意な人になるのかということは理容組合にお任せして派遣させるような形になっております。

○秋元委員

先ほど言ったとおり、要改善という二次評価の内容ですが、実際に原課としては現状維持ということで考えていると思うのです。しかし、実際に二次評価が出て、当然これは絶対的な評価ではないのですが、こういう評価を受けて、どういうふうに検討されていくお考えかというのはありますか。また後から話しますが、行政評価の中では今後の方向性というふうに記載されていますから、方向性の考え方としてこういうふうに考えていきなさいということかと思いますが、この評価内容を受けて、どのように検討されていきますか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の評価というのは、今、介護保険課という小樽市が取り組んでいる地域包括ケアシステムということで、在宅で住みなれた地域でぎりぎりまで頑張っていたらいいという目標に向かって、今いろいろな整備をしている中で、それとはちょっと評価が違うというふうに思っています。在宅重視の施策を打っている中で在宅のサービスを削るということは、原課としてはちょっと考えづらいことです。一定程度の評価が出てしまったので、これについては対策というか、ある程度という言い方はおかしいのですが、企画政策室で出したものについては、原課として必要性を十二分にお話しさせてもらった上で、この事業の継続というか、その必要性は強く企画政策室には言っていきたいというふうに思っています。

○秋元委員

私は、行政評価を進める上で、小樽市の行っている全ての事業を将来的には評価していく必要があるというふうに思っているのですが、今回の在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業が評価の俎上に上がるのは全く問題ないのですけれども、ただ二次評価は総務部と財政部がチェックして、その上で最終的な二次評価が出るということですから、小樽市としてそういう考えで進めていくということだとは思っています。総務常任委員会でもまた伺いますけれども、財政部と総務部では、どのような視点で見て、この二次評価されたのか、その辺を伺っていいでしょうか。

要するに、福祉目的であるということを考えますと、個人負担が増えるというのは、寝たきりの方ですからこれは大変な負担です。予算では数十万円ですが、そういう方への事業が、要するにそこにかかわる経費分になるというのは非常にづらい判断といいますか、こういう見方ができるのかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方は、たぶん総務部、財政部が入って検討する中で、いろいろと議論があったと思うのですけれども、その辺はどういう議論をされたのでしょうか。

○総務部長

大変申しわけございませんが、私もちょっと細部までどういった議論がされたかは、今、資料を持ってきていませんので答弁しかねる状況にありますけれども、今、介護保険課長の話を聞いていますと、確かにこれからの介護というのは、在宅にある程度重きを置いていくという考えは伺いましたが、当時はどういう形で我々が評価したかという議論の内容までちょっと記憶がございませんので、あまりはっきりしたことは、ここで申し上げることはできませんので、御容赦いただきたいと思います。

○秋元委員

また違う場で伺いたいと思います。

◎生活支援ハウス運営事業について

次に、行政評価のナンバー10の生活支援ハウス運営事業です。これは、昨年、既に報道でも取り上げられまして、我が党にも実際に利用されている方からの問い合わせがありました。

まず、この事業の中身を見させていただきましたが、これまでは小樽市が入所の申込みや受付業務、こういうこともやられてきたということです。その利用者数、入所定員を見ますと毎年度12名ということで固定されているのですけれども、入所料ですとか、例えば利用者の入れ替わりといいますか、その辺は行われているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、入所料につきましては、入所を希望される方、入所されている方の収入から対象経費を引いた残り、これが幾らかによって階層別に利用者負担額が決められています。その収入が120万円以下であれば利用者負担額はゼロ円、240万1円以上であれば5万円の上限になります。必要経費である電気代、水道代は別途実費を施設に払っていただくという形になっていまして、この額については、国の指針によるものです。

また、入れ替わりにつきましては、この施設は高齢で独立して生活することに不安のある方に住居を提供すると

いうサービスでございますが、介護度が重い方はこの施設にはなじみませんので、比較的元気な高齢者が対象となりますことから、入れ替わりというのは、それほどないというのが実情です。

○秋元委員

昨年報道されまして、当初の目的から言うと、該当する方が当初からいなかったということで事業を続けられてきたということで、一次評価の中でも「必要性は薄い」「現状における緊急性はない」「優先性は低い」ということで、二次評価でも「休廃止・終了」という評価結果が出ておりますが、実際に運営されている業者との協議といえますか、今後どのように考えられているのか、評価調書にも書いている部分がありますけれども、業者との協議がどのようにされているのか、また方向性としてどういう方向性で話し合われているのか、その辺を聞かせていただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

生活支援ハウス自体は、もともと補助金相当額を委託料として支払っていた事業ですけれども、平成16年度に事業開始した翌年の17年度から、三位一体の改革の関係で補助金が交付税措置になりました。実際に、その交付税措置を見ると、それまでの補助金額より低い形の交付税措置だったものですから、そのまま交付税相当額を委託料として支払うという話を持ちかけましたが、それでは事業をやっていけないという事業者からの返事もあり、そういった協議の中で現在の1,230万円という委託料をずっと支払い続けているところでございます。交付税措置は、たしか700万円か800万円ぐらいですので、差額の300万円少しというのは、市からの持ち出しになっています。そういうことで、かねてからこの事業のあり方については、福祉部としても検討課題にしておりましたし、事業者との将来的なことについてお話をしてきました。ただ、国の補助金が入っている関係で、16年度から25年度までは用途変更や廃止はできないという縛りがありましたので、26年度以降、来年度以降ですけれども、もっと具体的な話をこの事業者とはしていきたいと思っています。

○秋元委員

具体的な話ということになれば、今の話だと将来的には廃止なり用途変更なりをしていくということだと思うのですが、私たちのところに相談にいらした方はやはり非常に不安に思っていますし、そもそもこの事業自体が生活することに不安がある方が入所しているわけですから、その方たちに対する説明といえますか、また利用されている、入所されている方の理解は得られたのでしょうか。

また、利用されている方に将来的には廃止するという話は、既にされているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

入居されている方々には、将来的に廃止も考えているという説明はさせていただきました。その際には、いつ廃止になるのか、いつ出なければならないのか、また出なければならなかった場合に転居先を保障してくれるのか等の話がありました。その際には、具体的な廃止や用途変更の時期はまだ決まっていますが、事前に入居者の皆様と話をしていきたいということと、転居先についても市が何とかできる転居先には限界がありますので、事業者であります「はる」とも話をしながら、できる限りといえますか、今、出ていかなければならなくなった場合については、事業者なり市なりの双方が責任を持ってその辺は対処していかなければならないものと考えています。

○秋元委員

先ほども言いましたけれども、生活することに不安があつて入所されている方ですから、経済的なことはもちろんそうですが、新しい施設に入所されるに当たって、やはり環境も変わりますし、その辺の不安がある方に対して最大限の配慮はしなければいけないと思うのです。本当にその方たちの考えている不安を払拭できるような対応ができるのか、ましてやいつ出なければいけないというふうになるのか現時点ではわかりませんが、それまではずっと不安を抱えたまま生活しなければいけないわけです。現在の入所料なりで生活できるのか、また負担が増えるとなれば、これもまた別な話も出てきますから、その辺の当然配慮もしなければいけないと思うのですけれども、

その辺はいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

今、入居されていらっしゃる方々の不安というのは十分に受け止めまして、今後の廃止による移転についても最大限配慮してまいりたいと思っております。

○秋元委員

これはぜひお願いしたいと思います。私たちのところに相談をいただいた方も本当に不安に思っていて、ただただ生活に対する不安といえますか、もともと不安のある方ですから、このことで本当に不安の度合いが増しているような状況もありますので、それまでの間の状況の説明などをしっかりやっていただきたいと、そこは丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎災害遺児手当について

最後に、行政評価のナンバー11の災害遺児手当についてです。これも評価調書を見させていただきますと、これは災害遺児手当支給条例で定められて運営されている事業で、受給者数が9名、対象児童数が16名ということで、一般財源も76万8,000円で事業が行われてきたと思いますが、見込みでは76万8,000円だったのですが、今年度の予算説明書では72万円になっていましたけれども、その辺の違いといえますか、これはどういう状況でこうなったのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

災害遺児手当に関する予算等の関係でございますが、平成25年度予算につきましては76万8,000円になっております。その後、25年度内におきまして支給対象児童が増えましたので、現時点での決算見込みとしては79万2,000円になっております。また、26年度予算が72万円ということにつきましては、現在の支給児童が17名になっておりますが、義務教育終了までという制度になっておりますので、卒業される子供が2名おりまして、15名という見込みを基に72万円という予算額になっております。

○秋元委員

事業評価調書の中には、道内10万人都市10市中、9市で類似の制度を行っているという記載がありますので、何件かでいいので、どのような制度の内容になっているのか聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

10万市のうちで幾つか申し上げます。江別市の場合におきましては、小樽市では月額4,000円という金額ですが、江別市の場合は区分をつけて、例えば幼児が月額2,000円、小・中学生が2,500円、高校生が3,000円という金額であったり、また支給期間につきましては、小樽の場合は義務教育終了ということで中学校になりますけれども、江別市の場合は高等学校終了までになっております。

また、旭川市の例を申し上げますと、支給月額につきましては、義務教育終了前までについては月額5,000円、高校在学中につきましては月額7,000円、支給期間については、同じく高校在学中までになっております。

もう一つ申し上げますと、釧路市につきましては、月額が2,000円になっております。それで支給期間は中学校在学までの期間になっております。

○秋元委員

私は、二次評価でちょっと気になる部分がありまして、例えば「災害等による遺児に対する社会的支援の必要性は高いと考えるが、支給月額や支給対象期間等については、道内の同制度実施市の間においても差異が見られることから、本市においても受益者にとってより有効な制度内容となるよう、引き続き事業の点検や見直しについて検討すること」になっておりまして、この評価結果を受けて、原課では今後どのような議論をされていくのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃいましたように、評価としては、要改善という評価でございました。小樽市が他都市に比べて極めて高いとか極めて低いということではないと思っておりますが、今おっしゃったような内容を含めて、例えば、今、月額を申し上げましたけれども、支給期間も違っております。月額が幾らであるといった個別の要素の比較ばかりではなくて、月額掛ける支給期間で支給総額という面も出てまいりますし、また、各種の給付金のあり方も差がある部分もありますので、個別要素ばかりではなくて、やはり各種の給付金の持ち方について、よく検討しなければならない、そういう認識でおります。

○秋元委員

先ほど言った評価内容の前段の「社会的支援の必要性は高いと考えるが」という部分なのですが、要するに、必要性は高いと思うけれども見直しなさいということは、もっと事業的に縮小させるべきと言っているのか。ただ、最後のほうでは「受給者にとってより有効な制度内容となるよう」と言われているので、これは果たしてどちらのことを言っているのだろうかというふうに思うのですけれども、課長はどのように捉えていますか。

○（福祉）子育て支援課長

社会的な支援という認識では、子どもは当初から申し上げておりましたし、認識的には同一のものというふうに思っております。ただ、やはり支給総額的な面で見ますと差が生じている内容もございますので、小樽市としては、一つの目安として全道の10万市平均という考え方も一つにはございますので、そういった面も踏まえて今後よく検討してまいりたいと、そのように思っております。

○秋元委員

最近、議会の中でよく、他市の状況とも見比べてといいますか、今回も他市との差異という部分ですが、この制度がほかの市と違って、差異があって何か不都合な部分というのはあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

他都市と違って何か支障があるかということについては、直接はないというふうに思っております。

○秋元委員

私は、最後のほうの「受給者にとってより有効な制度内容となるよう」という部分をそのまま受け止めたと思うのですが、ただ、どうしても他都市と差異があるからということであれば、では何か他都市と同じようにしたほうが良いと言っているのかなというふうに思うのです。ほかの議員からも今定例会は人口減とかさまざまな小樽市の抱えている状況について質問なり議論がされていますが、こういうときだからこそやはり小樽はほかの都市に比べてこういういいところがあるというのをもっとアピールしていかなければならないと思いますし、ましてやこういう弱い立場にある方にもう少し何か手厚くできないのかなと、本心としては。ただ、状況から見て、いろいろな財政負担などを考えたら現在の状況にあるのでしょうか、今後の方向性としての二次評価の内容が何を言いたいかよくわからないと。事業をもっと縮小してくれというのだったらそれは議論できますけれども、この内容だと両方にとれるような感じなのです。また部長にお聞きますが、この二次評価について部長自身はどのように捉えていますか。

○福祉部長

これは今回の行政評価の最初の目的にもありますけれども、やはり効率的な有効な取組をしていくという観点で進んでいますので、同じ金額を出すのであれば、より有効な中身、例えば今、課長が申し上げましたように月額をどうするか、あるいは期間をどうするかというのもありますので、そういった観点を、他都市の動きなどを見ながら今の小樽のやり方がどうなのかというあたりを検討していくということではないかというふうに考えています。

○秋元委員

この部分を読みましたよね、部長も。この記載内容をどちらに捉えますか。いいほうに捉えていいのか、悪いほうに捉えていいのか。

うに捉えていいのか、ちょっと私には読解力がなくてわからないのですけれども、どうですか。

○福祉部長

仕組みとしては評価しているというのは、まず受け止めるべきだと。私も評価はすべきというふうに思っていますので、そこはいいと思います。あとは、その仕組みをどういう形で実現していくか、今の小樽のやり方でいいのかどうか、それを今回検討してくださいという二次評価だと思いますので、他都市などのやり方を見て月額あるいは期間についてどういう形が一番有効なのかというのを検討していきたいと。その結果、形が変わるか変わらないかというのは、今はわかりませんが、二次評価が出ていますので、そういう視点で検討はしていきたい、このように考えています。

○秋元委員

いい制度になる方向で検討するということで理解しました。ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。